

論題	後北条氏遺臣桜井氏の越前関係文書について
著者	鳥居和郎・根本佐智子
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第41号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2014年（平成26年）10月
判型	A4（210mm × 297mm）

## 後北条氏遺臣桜井氏の越前関係文書について

鳥居 和郎  
根本 佐智子

はじめに

これまで「桜井家文書」といえば、現存唯一の北条氏直の私印による印判状が含まれていることに加え、保存状態が良好であるため、後北条氏が発給した文書様式や折式の研究では欠かすことができない文書として知られてきた。桜井氏は天正十八年（一五九〇）、北条氏が滅亡した後には結城秀康に仕え、関ヶ原合戦後、秀康へ越前国が与えられると、それにともない移動、秀康没後は二代忠直に仕えた。このような経歴により桜井家に伝来した文書は、北条時代に加えて越前時代、また、その系譜が松江の松平家に仕えたため、大きく分けると三期の文書群から構成される。後北条氏関係の文書については、所蔵者である桜井元昭氏から、縁故の地で保存をとご厚意により当館が譲り受けたが、この度、越前時代の文書についても同様に収蔵させて頂くこととなった。

これにより、桜井武兵衛という武士が戦国から近世初頭といった大きな時代の変化に対応しながら生きていく姿を、文書を通じて見ることができるようになった。それとともに越前時代の桜井家文書は未紹介の文書が多く、近世初頭の越前の歴史を解明する上でも重要な文書群といえる。本稿はこれら文書の紹介を行うとともに、四章からなる解題を加えた。「一、越前時代の桜井家文書について」では本文書群の特徴を述べ、「二、越前時代の桜井家の知行について」また「三、松平忠直書状と桜井武兵衛について」では武兵衛を中心とした越前時代の桜井氏について考察を加えた。さらに「四、『桜井武兵衛覚書』からみた後北条氏の恩賞申請について」では後北条時代の恩賞申請について考察を加えた。

### 【キーワード】

桜井武兵衛、結城秀康、松平忠直、後北条氏遺臣

### 【要旨】

これまで「桜井家文書」といえば戦国大名北条氏に関連する一括文書として知られていた。天正十八年（一五九〇）、北条氏の滅亡により桜井氏は結城秀康へ仕え、関ヶ原合戦後、秀康とともに越前国に移動、秀康没後は忠直などに仕えた。そのため桜井家には越前時代の文書も二十通程伝存した。後に桜井氏が越前を離れたこともあり、これらの文書は、その存在が広く知られず伝存されてきた。また忠直関係史料が多いこともあり、近世初頭の越前の歴史を解明する上でも重要な文書群といえる。本稿はこれら文書の紹介を行うとともに、幾つかのテーマを設け考察を加えた。

## 一、越前時代の桜井家文書について

### (一) 桜井氏と桜井武兵衛

永禄二年（一五五九）までに作成され、北条氏康時代の家臣の様子を知ることができる『小田原衆所領役帳』の江戸衆の中に、小石川本所方（現東京都文京区小石川・白山・春日あたり）に五六貫五八一文の所領を持つ「桜井」姓の人物がいる<sup>①</sup>。また、永禄十年六月、氏康は「奥津」と「桜井」の両名に、品川湊（現東京都品川区）で米の買い付けを命じている<sup>②</sup>。これら「桜井」は武兵衛の父左近（実名不詳、官途名和泉守を称した）とみられる。これら史料により桜井氏は江戸に所領を持ち、その周辺で活動していたことがうかがえる。

武兵衛の活動をうかがうことができる史料の初見は、「我等はしりめくり之覚（桜井武兵衛覚書）」（図19）の中に見られる天正九年十月、駿河の徳倉城（現静岡県清水町）での合戦の記述である。続いて、天正十二年十月四日、武兵衛は父（和泉守・左近）の死去により、北条氏より家督の継承を認める虎朱印状が与えられた<sup>③</sup>。桜井家に伝来した系図によると、武兵衛は寛永八年（一六三一）七月十七日に七十五歳で死去とある<sup>④</sup>ため、弘治三年（一五五七）の生まれであろう。初名は父と同様に左近、実名は元勝、法名は春松院日櫻草儀信士である。

また、同十四年七月二十四日、北条氏は武兵衛に上野の沖之郷（現群馬県前橋市）に五十貫文を宛行つた（十五貫文の同心給も<sup>⑤</sup>）。また、同十六年八月二十六日、沖之郷が無所務となったため替地として長手郷（同太田市）を宛行い、同十七年六月朔日には長手郷新宿の地を諸役免除とし、武兵衛に宿駅の整備を命じた。このように武兵衛の代に活動の本拠が武蔵から上野になったことがわかる。

同十八年の小田原合戦では、上野国衆と共に小田原城に入城、七月五日の開城まで籠城戦に参加、落城後は結城秀康に仕官した。

武兵衛が仕えた結城秀康は徳川家康の二男だが、天正十二年（一五八四）、羽柴秀吉と織田信雄・家康の間で行われた小牧・長久手の合戦の講和の条件で秀吉の養子となった。また、小田原合戦後、秀吉との関係強化を求めた下総の結城晴朝の依頼により結城家の養子となった。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の合戦の際、家康は秀康に会津の上杉景勝の南下を抑える役割を命じ、翌年、その功績により越前一国が与えられた。

越前時代の武兵衛の様子は本稿で紹介する「桜井家文書」の他、秀康の家臣団の概要がわかる「結城秀康給帳<sup>⑥</sup>」、福井藩の正史ともいえる『国事叢記<sup>⑦</sup>』などからうかがうことができる。当該期の武兵衛の初見史料は、慶長六年九月九日付の結城秀康知行宛行状（図1）である。八月十四日頃に北庄に入ったとされる秀康は、家臣の知行割りを行い、武兵衛には丸岡領の長屋村（現福井県坂井市）と東郷領の水間村（現福井県越前市）にそれぞれ二百五十石の計五百石を宛行つた。なお「結城秀康給帳」には「御鉄砲頭衆五百石」とあり、武兵衛は鉄砲頭であったことがわかる。

### (二) 越前時代の桜井家文書の概要

本稿で紹介する当館所蔵の越前関係の桜井家文書は十九通である。三通が秀康時代、十六通が忠直時代、一通は三代光長の時代とみられる。現存文書が少ない忠直関係が多いことが注目される。

また、十九通の文書は内容別に四つのグループに分けられる（括弧内数字は目録や図版の番号）。Ⅰ桜井武兵衛及び息子の知行関係（1, 2, 4, 9）、Ⅱ家臣の統制に関するもの（3）。Ⅲ松平忠直の書状（10, 18）。Ⅳ武兵衛の戦功の記録（19）である。次にこれらグループごとに文書の概要を述べるが、史料の数が多いⅠやⅢ、また文書作成の背景に関し

て考察を加えたIVについては、別章で解説を加えた。

#### 〈I 知行関係〉

1・2は秀康が武兵衛に宛てた知行宛行状である。4は忠直が武兵衛に宛てたもの。5は忠直が武兵衛の息子の甚之助に宛てたもの（4と同日付）。6は家老（越前では十七世紀半ばまでは年寄と称す）の連判による武兵衛の息子佐助に宛てた知行宛行状。7は忠直が武兵衛に宛てたもの。8は忠直が武兵衛に寄子を申付けた黒印状である。この文書は知行関係ではないが、便宜ここに収めた。9は忠直が武兵衛の息子の佐助に宛てた知行宛行状である。これら武兵衛父子の知行については、二章で根本が考察を加えた。

#### 〈II 家臣統制関係〉

3は、慶長十二年（一六〇七）九月七日、忠直の重臣本多伊豆守（富正）と今村大炊頭（盛次）が武兵衛に宛てた五ヶ条の掟書である。多賀谷大次郎に宛てられた同日付で、ほぼ同文のものがある<sup>9)</sup>。内容は夜歩き<sup>9)</sup>の制限や注意、宴席での料理の数、かぶき者を抱え置くこと、また、芸能者の門付けの禁止、さらに年貢率の取り決め方や百姓の欠落防止などの在地支配に関する条目もある。未だ戦国時代の名残をとどめる時代であるため、家臣に対し細かな統制を加えている様子がうかがえる。

なお、この文書は、同年閏四月に秀康が死去し、忠直が家督を継いだ間もない時期である。忠直が十三歳であるため、家老が連署で発給したかに思えるが、秀康の在世中にも家老の連署による文書の発給が行われた。なお、本史料と同様、本多・今村の連署状は十二通が確認されている<sup>10)</sup>。

#### 〈III 松平忠直書状関係〉

10から18は松平忠直が武兵衛に宛てた書状である。Iの知行関係の文

書とは別の視点から、武兵衛の藩内での位置、また、藩主との関係をうかがうことができ興味深い。しかし、書状の通例で年号は記されず、記されている内容も両者では理解できるのであるが、第三者からはどのような背景があつて作成されたものか分かりにくい。日付や内容からみると二つの時期に分けることができそうである。これについては三章で根本が考察を加えた。

#### 〈IV 武兵衛の戦功記録〉

19の「我等はしりめぐり之覚」は、一般に「桜井武兵衛覚書」として知られるものである。これまで武兵衛が晩年になり自身の戦功を書き留めたものと考えられてきたが、記述の内容を検討すると、戦国期から近世初頭の合戦後の恩賞申請の状況をうかがうことができる史料といえる。これについては四章で鳥居が考察を加えている。

#### （三）桜井家文書の残存傾向

越前時代の桜井家文書は、数量的にみるとIの知行関係、また、IIIの松平忠直書状が大部分を占めており、文書の内容による偏りが顕著である。一般的な文書の残存傾向としては、知行宛行状などの土地所有に関するもの、また、感状など家の名譽になるものは大切に保存されるため、残存率は高い。二代藩主忠直の書状についても「名譽系」といえるため、この傾向に合致する。

しかし、『福井県史』や『福井市史』をみても明らかなように、現在、確認できる忠直関係の文書は驚く程少ない。これは、忠直が幕府から咎めを受け豊後に配流となった人物であり、そのマイナスイメージが文書の残存に影響を及ぼしたのであろう。また、その後を継いだ三代藩主光長（忠直の嫡子）は越後の高田へ転封となり、越前は幾つかの藩に分けられたため、忠直の文書を受給した家臣は分散するなど、文書が伝存さ

れにくい状況となったことも一因であろう。

桜井家文書には十四通に及ぶ忠直関係の文書が含まれるが、文書が伝存された環境が大きく作用したのであろう。寛永元年（一六二四）、武兵衛は松平光長に従い越後の高田に移った<sup>(1)</sup>。武兵衛にとつて、忠直の書状は藩主との直接の関わりを示すもので、感状などと同様に家の名譽を伝える文書として大切に保存されたとみられる。また、武兵衛没後にこれらの文書を伝えたのは、越前大野の松平直政（秀康三男）に仕えていた五男の源次郎、または十一男の祖兵衛の系譜であった。同十年に直政が信濃の松本、また同十五年に出雲の松江へ転封になると文書も共に移動した。越前以外の土地で保存されたことも幸いだったかもしれない。

なお、越前時代の桜井家文書の一部は、当館の『研究報告』第三十二号、第三十三号で紹介を行っているため、併せて参照して頂ければ幸いである。

（鳥居和郎）

註

- (1) 佐脇栄智校訂『小田原衆所領役帳』七二頁
- (2) 『戦国遺文』後北条氏編、第二卷、一〇二五号文書
- (3) 前掲2と同じ、第四卷、二七一六号文書
- (4) 桜井兼之助（天保八年生まれ）が編纂したもの。
- (5) 前掲2と同じ、第四卷、二九八一号文書
- (6) 「結城秀康給帳」『福井市史』資料編四
- (7) 『国事叢記』福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会翻刻・刊行
- (8) 黒田基樹「結城秀康文書の基礎研究」『駒沢史学』第四十八号所収
- (9) 『福井市史』資料編六、五号文書
- (10) 斎藤嘉造「越前府中領主本多富正とその差出文書について」『福井県史研究』5

一九八七年。また、角明浩「越前松平家初期における家臣団の再考察—今村盛次・本多富正・清水孝正らの政治的位置を中心に—」『史学研究集録』(30) 国学

院大学大学院日本史学専攻大学院会、二〇〇五年

- (11) この年、武兵衛の年齢が六十八歳であることを考えると、代替わりが行われている可能性もあるかもしれない。

## 二、越前時代の桜井家の知行について

越前時代の桜井家文書のうち、知行関係の文書は八通を数える（表1）。内容は、武兵衛宛のものが五通、武兵衛の子甚之助に宛てたものが一通、同左助に宛てたものが二通である。この内四点は既に鳥居論文<sup>(1)</sup>により紹介されており重複となるが、再度考察を試みた。

### (一) 桜井武兵衛の知行

まず、武兵衛に宛てられた知行関係文書を見てみよう。図1、2は結城秀康より発給されたもので、五百石の知行を認めた文書である。慶長六年（一六〇一）九月九日付、慶長八年正月九日付、どちらも同日付の宛行状が多く確認されている<sup>(2)</sup>。図1は結城秀康の越前入国後家臣の知行割りを行った際のもの、図2は図1の知行割りを補足するものであり、図1で与えられた長屋村内が小稲津村内に変更されたため、図2が発行されたものと推測できる。

慶長六年九月九日付知行宛行状については、『福井県史』や『福井市史』は、重臣の知行宛行状を取り上げ「知行所は相給の村がなく、すべて丸村で与えられた<sup>(3)</sup>」としているが、知行の少ない家臣に対しては必ずしもそうとは言えず、既にこの時から知行地は相給となっていた。

この二通の注目すべき点は、どちらも秀康の朱印が押されていることである。秀康の印章は四種が確認されているが、この朱印は二重郭の円形で、日付の下部にかかるように捺印されている。印文は「秀康」とさ

表1 越前時代の知行関係文書一覧

図	年月日	差出	宛先	石高等	知行地(現在の市町村名)
1	慶長6年9月9日	結城秀康	桜井武兵衛	500石	丸岡領長屋村内250石(坂井市) 東郷領水間村内250石(越前市)
2	慶長8年1月9日	結城秀康	桜井武兵衛	500石	府中領水間村250石(越前市) 東郷領小稲津村内250石(福井市)
4	元和2年8月22日	松平忠直	桜井武兵衛	200石	府中領下新庄村内130石(鯖江市) 丸岡領牛ヶ嶋村内70石(坂井市)
5	元和2年8月22日	松平忠直	桜井甚之助	450石	府中領千曾供村内100石(越前市) 勝山領浄土寺村内85石(勝山市) 丸岡領蓮浦村内265石(あわら市)
6	(元和3年)11月1日	本多七左衛門 岡嶋耆岐 小栗備後	桜井左助	200石	府中領千曾供村内100石(越前市) 勝山領浄土寺村内35石(勝山市) 丸岡領蓮浦村内65石(あわら市)
7	元和9年正月7日	松平忠直	桜井武兵衛	500石	西方領水谷村30.82石(福井市) 丸岡領高塚村内214.378石(あわら市) 西方領西天田村内47.402石(福井市) 丸岡領釜谷村内107.4石(あわら市) 北庄廻水越村内100石(福井市)
8	元和9年正月15日	松平忠直	桜井武兵衛	3800石	寄子分 30人
9	元和9年2月3日	松平忠直	桜井左助	300石	志比領牧村内131.26石(永平寺町) 府中領山室村内65.38石(越前市) 大野領田野村内30.91石(大野市) 三国領玉野江村内68.74石(坂井市) 北庄廻地藏堂村内3.71石(福井市)

れる<sup>4)</sup>。秀康は文禄二年(一五九三)五月二十一日よりこの朱印と同形の黒印を使用し始め、結城秀康の越前入国後、家臣に発給された知行宛行状(図1と同種)・寄子知行定書から、この朱印が使われ始めた。黒印は知行宛行状や寺社領宛行状、書状など、使用が多岐にわたるのに対し、この朱印は知行宛行状や寺社領寄進状などに使用された。現在確認できる範囲では、慶長九年十一月十二日まで使用されていた<sup>5)</sup>。また、黒印と朱印

とでは印影が若干異なるため、別個の印である可能性が高い<sup>6)</sup>。一方、書状にも使用された黒印は秀康が死去する寸前の慶長十二年三月二十六日付のものまでが確認されている<sup>7)</sup>。

図4、7は松平忠直より発給された知行宛行状である。忠直の知行宛行状は、秀康時代の文書様式が踏襲されており、文言も、日付の下部にかけて捺印されているのも同様である。ただし、秀康と異なり、この印章は黒印で、忠直の黒印は現在二種の印が確認できる<sup>8)</sup>が、桜井家文書の知行宛行状には、すべて印文「忠直」の印が用いられている。

図4は元和二年八月二十二日付で、府中領下新庄村内の百三十石と丸岡領牛ヶ嶋村内の七十石、合計二百石が増された。同日付で矢野長春<sup>9)</sup>や、武兵衛の次男甚之助にも四百五十石の知行宛行状が発給されている(図5)。武兵衛は大坂夏の陣において負傷者などの救助の功績をあげたことが知られ、また甚之助は「頭一」と敵を討取る戦功をあげている<sup>10)</sup>ことから、大坂の陣の恩賞として与えられたのだろう。

図7は元和九年正月七日で、西方領水谷村内の三十石八斗二升、丸岡領高塚村内の二百四十三斗七升八合、西方領西天田村内四十七石四斗二合、丸岡領釜谷村内の百七石四斗、北庄廻水越村内の百石、合わせて五百石が増されている。この知行宛行状の発行直前の元和八年十二月晦日に、重臣永見右衛門が「成敗」され、その戦功行賞としての増だろ<sup>11)</sup>う。永見右衛門貞澄は秀康に殉死した重臣永見右衛門貞武の子である。この永見右衛門成敗については、図19でもこのとき武兵衛は右衛門方と鐘を合わせ、息子の左助は高名をあげたと記す。この時の激しい戦闘により嫡男十太夫と足軽頭の松崎弥五介は討死したことがわかる。

これら戦功のためか武兵衛は図7の他、忠直より図8が発給され、武兵衛に新たな寄子が付けられた。なお、武兵衛に寄子が付けられたのは

表2 給帳にみる桜井武兵衛の知行高

給帳名	知行高	役職	足軽	生国・本国
秀康給帳①	500	御鉄砲頭衆		武蔵
秀康給帳②	500	御鉄砲頭衆		武蔵
中納言給帳	500	物頭	組20人	
黄門給帳①	500	御武頭衆	足軽20人	
忠直給帳	500			
宰相給帳	500			
黄門給帳②	500			尾張

武兵衛の記載を確認した。これら給帳は  
いずれも後世の写本であり、作成された  
時期は未詳である。<sup>21)</sup>  
「秀康給帳①」の作成時期として、『福  
井市史』は、「三河様」という記述がある  
ことから、秀康晩年の時期のものである  
としているが、加えて本多富正が伊豆守  
を名乗るのも慶長八年<sup>22)</sup>であり、秀康晩年  
のもので間違いないだろう。「秀康給帳  
②」は「秀康給帳①」と底本が同一であ  
り、後世の書込みのないものである。  
一方で、「中納言給帳」では、役職の

これが初めてではない。<sup>15)</sup> これまで武兵衛の寄子であった人物の名の後に  
「跡」と記され、続けて新たな寄子の名が記されている。寄子三十人中二  
十一人(同名あり)が隠居などの理由か、寄子の交代が行われている。  
以上が武兵衛に充てられた知行宛行状である。知行宛行状の文言をそ  
のまま理解すると、武兵衛は五百石↓加増二百石(計七百石)↓加増五  
百石(計千二百石)となり、知行高が大きく増加している。

では、結城秀康や松平忠直の給帳や越前の史料で確認してみよう。秀  
康、忠直の給帳や分限帳は、多種確認されているが、ここでは「源秀康  
公御家中給帳」(以下秀康給帳①と略す)、「源秀康公御家中給帳」(以下  
秀康給帳②)、「黄門様御代給帳」(以下黄門給帳①)、「源忠直公御家中給  
帳」(以下忠直給帳)、「以上松平文庫所蔵」。「中納言秀康卿分限帳之写」(以  
下中納言給帳)、「黄門様御代給帳」(以下黄門給帳②)、「宰相忠直公御給  
帳」(以下宰相給帳)〔以上『続片叢記』所収〕、以上の七点の給帳で桜井

「鉄砲頭衆」が「物頭」と記載されている。鉄砲頭は『福井市史』には「後  
の物頭のことであり、鉄砲足軽を指揮した。」<sup>24)</sup>とあり、「秀康給帳①」よ  
りも後年のものといえよう。「黄門給帳①」では「物頭」は「武頭」に代  
わるなど役職名は少しずつ違う。一方、藤野立恵氏は「黄門給帳②」は、  
表題は黄門だが、内容が忠直の給帳であるとされている。<sup>25)</sup>

「忠直給帳」は、内容は慶長十七・八(一六二二・二三)年頃のもの<sup>26)</sup>  
とされているが、「宰相給帳」も同様と考えられる。どちらも大坂の陣で討  
死した人物が掲載されている。しかし、単なる筆写ミスが原因なのか、慶  
長十八年五月に付家老として越前へ入国した本多重成が掲載されていな  
い。また、「忠直給帳」では秀康に殉死した土屋左馬助や、久世騒動によ  
り死亡・失脚した久世但馬守・今村掃部などの重臣に「右之外無之落申  
乎」と記されており、「宰相給帳」では不掲載である。以上のことから、  
これら「忠直給帳」「宰相給帳」は慶長十七年末から十八年初めにかけて、  
家康により久世騒動の裁断がくだった頃の状態が記されていると思われ  
る。

以上のことを考慮し、給帳の桜井武兵衛の記述を年代順に並べたもの  
が表2である。武兵衛への一度目の加増が元和二年であるため、給帳で  
はその加増後の様子を見ることができない。しかし、「国事叢記」には、  
寛永七年(一六三〇)の項に、高田へと移封する松平光長へ付属した者  
が書き上げられており、その中に、「桜井武兵衛 五百石」とある。現在  
確認できる唯一の、図4・7の加増を受けた後の記事となるが、武兵衛  
の知行高は五百石のままである。途中で減給等があり、最終的に五百石  
であったのか、もしくは加増されなかったのか、光長に五百石で召し抱  
えられたのか、または千二百石を誤って五百石と記したかは不明である。  
特に、図8については、その翌月の二月、忠直は將軍の命により隠居を

命じられ、豊後へ配流と決まり、その後三月十五日には北庄城を離れて<sup>(27)</sup>いることから、この加増が無効となった可能性もある。また図19には永見右衛門成敗まで記載されているので、その当時(武兵衛六十五歳)までは武兵衛本人であるが、寛永七年、武兵衛は七十四歳である。隠居も十分に考えられる年ではあり、左助が武兵衛の名を継ぎ、その知行高が五百石と記された可能性も否定できない。

## (二) 桜井武兵衛の子供の知行

次に、武兵衛の子供たちへの知行宛行状を見てみよう。当館所蔵桜井家文書に名が記されるのは長男十太夫、二男甚之助、四男左助の三人である。(末尾系図参照)

図5は、元和二年八月二十二日、二男甚之助に対して発給された知行宛行状である。府中領千曾供村之内の百石、勝山領浄土寺村之内の八十五石、丸岡領蓮浦村之内の二百六十五石、合わせて四百五十石が知行地として与えられている。各給帳には、甚之助の名は掲載されていないことから、この時新規に甚之助へ知行が与えられたと考えられる。

図6は已十一月朔日に小栗備後守、岡嶋老岐守、本多七左衛門の三名より武兵衛の四男、桜井左助へ宛て発給された連判覚書である。この三名は久世騒動による関係者の処分の後、家老として本多富正、本多成重と名を連ねるようになった人物<sup>(28)</sup>で、忠直配流後は桜井武兵衛と同様、寛永元年に光長が越後高田へ転封となると越前を離れていることから、年代は元和三年と見られる。冒頭に「覚」とあり、府中領千曾供村内の百石、勝山領浄土寺村内の三十五石、丸岡領蓮浦村内の六十五石、合わせて二百石が知行地として、左助に与えられる旨を記し、書留文言は「御黒印申候儀ハ重而可被下候」である。この後改めて藩主忠直の黒印状が与えられることの意であるが、図6と同じ内容の黒印による知行宛行状は

現存しない。

このような家老の連判による知行の覚書の発給例は、元和九年十月二十六日付笹治大膳宛<sup>(29)</sup>のものが二通確認されている。参勤を怠る忠直の名代として、江戸で養育されていた光長(九歳)は、忠直配流後、三月に一度越前へ入るが、閏八月に秀忠の意向で江戸へ呼び戻されており、十月の段階では光長は不在である<sup>(30)</sup>。したがって、領主不在の時に作成された宛行状であろう。領主不在など、文書が発給できない際には代理として家老の連判により覚書として発給され、再度領主より黒印状が発給されるといった仕組みが存在したことが窺われる。

図6が発給された元和三年十一月、忠直が不在であった可能性もあり、<sup>(32)</sup>また一方では忠直が病氣等で発給出来なかったことも考えられる。翌年の元和四年頃から、忠直は病氣を理由として参勤を怠るようになったという説もあり、<sup>(33)</sup>この時既に政務に支障をきたす様な事態が発生していたのかもしれない。あるいは知行宛行状の発給体制が変更になった可能性も考えられるが、<sup>(34)</sup>元和四年七月十二日付の知行宛行状が従来通りの様式で出されていることから、ごく短い期間であったと推測される。

この時の図6が、図5甚之助宛の村と全く同じ村が与えられていることに注目したい。千僧供、浄土寺、蓮浦共に甚之助の知行地は、左助と相給となったとも考えられる。しかし、武兵衛の子である甚之助、左助の名を史料を見ると、図5元和二年の知行宛行状を最後に甚之助についての記述が消え、それまで無かった左助が現れる。この入れ替わりを考慮すると、元和二年八月二十二日以降に甚之助が死去し、<sup>(36)</sup>その跡を左助が継承したのではないだろうか。図6と全く同じ村々が、少し知行は減らされているが、左助に引き継がれたと考えることができるだろう。

最後に、図9は元和九年二月三日付で、志比領牧村内百三十二石二斗

六升、府中領山室村内六拾五石三斗八升、大野領田野村内三十石九斗一升、三国領玉野江村内六十八石七斗四升、北庄廻地蔵堂村内三石七斗一升、合わせて三百石加増されている。図9も図7と同様、永見右衛門成敗により高名をあげた左助に対しての戦功行賞であると推測できるが、実際に知行が与えられたかは図7と同様に不明である。

以上が桜井家文書における越前時代の知行関係文書である。現存例が少ない忠直の黒印状など、新たな文書の存在を紹介できた。今回の考察は可能性を提示するにとどまるが、今後多くの研究に活用され、なおいつそう桜井家文書の説明が進むことが望まれる。(根本佐智子)

註

- (1) 鳥居和郎「越前における後北条氏遺臣桜井氏について」(『神奈川県立博物館研究報告人文科学』第三十三号二〇〇七年)
- (2) 慶長六年九月九日付は、黒田基樹「結城秀康文書の基礎的研究」(『駒沢史学』四八号一九九五年)では十九通、長谷川裕子「江戸時代初期の越前に現れた「領」・結城秀康・松平忠直の領国支配機構」(『福井大学教育地域科学部紀要』二〇一四年)【表1】では「領と村名が明記されているもののみを一覧にしている」としながら、十九通に加え桜井武兵衛宛、比叡治部右衛門尉宛が紹介されている。また慶長八年正月九日付は黒田論文・長谷川論文ともに五通が数えられているが、桜井武兵衛宛については触れられていない。
- (3) 『福井県史』通史編三二二五頁、『福井市史』資料編四九六四頁。相給の例は、三崎新右衛門宛(『武州古文書上』)奈良源三郎宛(『福井県史』資料編三)などがある。
- (4) 市村高男「関東における非北条氏系領主の印章」(『戦国期印章・印判状の研究』岩田書院二〇〇六年)
- (5) 前掲黒田論文(表1) 結城秀康発給文書目録
- (6) 前掲市村論文
- (7) 前掲黒田論文

(8) 忠直の黒印には印文「忠直」と、印文「大黒天カ」と二種類が確認できる。印文「大黒天カ」の黒印は、元和八年極月二十三日付中根孫右衛門宛松平忠直宛行状(『福井市立郷土歴史博物館名品図録』一九八三年)で使用されている。

(9) 前掲長谷川論文【表2】には桜井甚之助と同日に矢野長春の項がある。しかし、桜井武兵衛宛の知行宛行状については触れられていない。

(10) 九月二十五日付「我等はしりめぐり之覚書」(桜井家所蔵)

(11) 『国事叢記』(福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会翻刻・刊行)七二頁

(12) 永見右衛門成敗直後の知行宛行状としては、元和九年正月七日付小山田多門宛

(前掲長谷川論文【表2】)、正月十六日付朝倉六郎左衛門尉宛(『武州古文書上』

二〇八頁)が確認されている。

(13) 桜井家系図には「御入国之御供仕新知五百石足軽三十人御預被成候」とあり、「中

納言給帳」には「組二十人」、「黄門給帳」①では「足軽二十人」、「国事叢記」の

大坂冬の陣の御陣御備立にも、「足軽二十五人」とある。

(14) 『福井市史』資料編四、一八四頁

(15) 福井県立図書館寄託松平文庫八七七、東京大学史料編纂所写真帳を使用。福井県

立図書館文書館デジタルアーカイブ解説(以下アーカイブ解説)では秀康給帳①

と「同書」とある。秀康給帳①にある元禄期の書き込みはない。

(16) 松平文庫八七九、前掲15と同じ。

(17) 松平文庫八八二、前掲15と同じ。アーカイブ解説では秀康給帳①と「合綴されて

いる。」「西岸院様御代給帳」と同書」とある。

(18) 『続片響記01巻』(福井市立郷土歴史博物館蔵)デジタル原本を使用。『片響記・

続片響記(上)』(福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会共編 第二集、一九五五

年)も参考にした。

(19) 前掲18と同じ

(20) 前掲18と同じ

(21) 藤野立恵「福井藩初期の家臣」(『福井県地域史研究』十一、二〇〇二年)

(22) 『福井市史』通史編二、一〇〇頁

(23) 斎藤嘉蔵「越前府中領主本多富正とその差出文書について」(『福井県史研究』五、

一九八六年

(24) 前掲22と同じ

(25) 前掲藤野論文

(26) 前掲松平文庫八八二、アーカイブ解説。藤野立恵氏は前掲論文において「慶長十七年頃から豊臣氏滅亡の元和元年頃の家臣団の状況を伝えるもの」としている。

(27) 『国事叢記』九四頁。「西嶽公年譜」(『徳川諸家系譜』四)では三月三日となっている。

(28) 『国事叢記』慶長十九年十二月二十七日の項に「忠直卿之御家老、本多丹下・本多伊豆守・小栗備後守・岡島老岐守・本多七左衛門也。備後守若輩候得共、御用相加相勤。此節御備等茂、荻田主馬助・大井田監物ニ指添相勤。主馬助・監物も感心之旨。」とあり、この頃より家老として用いられたことがわかる。

(29) 前掲14と同じ、資料編四、六八四―五頁

(30) 前掲22と同じ、通史編二、五二頁

(31) 光長在国中の元和九年六月十二日付で光長は印判による寄進状(『福井県史』資料編七、国泰寺文書二)を発給していることから、光長が幼年のため文書を発給出来なかつたわけではない。

(32) 前年家康が死去し、この年の四月に久能山から日光東照宮へと改葬され、忠直も葬儀に参列した。一度北庄に帰るが、七月には秀忠上洛のため伏見へ行き、再び秀忠に拝謁しており、『徳川実紀』では八月二十六日に忠直の名が見られ、伏見に滞在していることがわかる。秀忠が江戸へ帰着したのは9月末日のことであり、忠直は伏見から越前へ帰国したか、江戸へ従ったのかは不明であるが、秀忠に従ったとすると、十一月一日時点で不在であった可能性はある。

(33) 『福井県史』通史編三、一二三頁

(34) 福井藩では、貞享の半知以後知行宛行状は発行されず、勘定所の長である御奉行名で交付された書出にかわっている。(前掲22と同じ、通史編二、一二七頁)

(35) 前記長谷川論文【表2】

(36) 桜井家系図(桜井家所蔵)には甚之助は久世騒動にて死去とあるが、大坂の陣で戦功をあげているため、この記述は誤りである。しかし、その後死去した可能性はあるだろう。

### 三、松平忠直書状と桜井武兵衛について

越前時代の桜井家文書には主君であった松平忠直から武兵衛へ宛てられた書状が九通含まれている。現在確認できる松平忠直の書状は数が少なく、『福井県史』や『福井市史』でも数通が紹介されているのみであるが、この九通はどちらにも掲載されていない。

桜井家文書の九通の忠直書状は、書状の特性上同人同士でしかわかり得ない書き方であり、傍証資料も無いため推測の域を出ないが、作成年代と内容について、できる限りの解釈を試みた。これらの書状が作成された時期は記載の内容から、図10と図18、それ以外の二期に分けることができよう。

#### (一) 忠直下賜の薬について

まず、図10と18についてであるが、図10は正月十二日付、18は極月廿八日付の書状で、図18、10の順で作成されたと考えられる。

図18の内容は、体調を崩した桜井武兵衛に対し、忠直より薬「そかうえん」が与えられ、それを何で飲んだら良いかとの問いに対する返書である。忠直は「湯相当候哉」と答え、目眩がしたときは湯でも水でも服用するように、また目が悪くなれば差すようにと目薬も与えている。

「そかうえん」とは蘇合丸、蘇合香丸とも呼ばれる丸薬で、気つけを目的とする<sup>(1)</sup>。忠直は薬を武兵衛へ与えて「養生之儀専一候」と養生を勧めており、さらに「爰元相替儀無之候条可心安候」と、特に変化はないので安心するようにと伝えている。このような文言から、忠直と武兵衛は離れたところにいたことがわかる。

その翌月に出されたと思われる図10では、18の前半とほぼ同文であるが、「相替儀二者可被申越候」と、何か変化があれば伝えてくるようにと

伝えている。図18の約三週間後の書状であるが、忠直ははまだ越前には戻っていないようである。

このような二通の書状から、忠直は家臣である武兵衛を氣遣つており、親密さがうかがえる。また、白石七郎右衛門、長谷河小左衛門<sup>2</sup>の名が見られるが、詳細は不明である。側近もしくは取次をつとめていたのだろうか。この二人が使として、武兵衛への書状を携えて越前へ帰国した可能性もある。

## (二) 書状の年代と「かの者」

次に、図11～15は差出の忠直による署名と花押の形が同様であり、同時期に作成されたものと考えられる。一方、図16・17は花押の形は違ふが(むしろ図10・18の形に近い)、内容をみると、越前を不在にしている忠直より、ある事柄について国元の武兵衛に対して出された書状とみられ、図11～15と一連の文書であると考えられる。

書状の日付は、図11は四月十八日付、12は四月二十五日付、13は五月七日付、14は五月二十日付、二週間足らずの間でかなり頻繁にやり取りされていることがわかる。その後は約一月後の図15六月二十四日付、しばらく空いて図16は八月三日、図17は八月十日と書状が作成された。この間、武兵衛からの報告も頻繁に送られていたようで、図15の後、16が作成されるまでは武兵衛からの報告が滞ったのか、「其もとのやうす具書付可被申越候」と報告を求めている。

これら書状の作成された年について、いくつかの内容から検討してみたい。まず、図15では「よし田修理」の名があるが、吉田修理<sup>3</sup>は一万四千石の重臣で、大坂夏の陣で軍令を違反した越前軍の一番乗りの責任を取り、慶長二十年(一六一五)五月七日天満川で入水死したことで知られる人物である。図15は六月二十四日付であることから、この書状の作

成は慶長二十年以前となる。また一方で、秀康が亡くなり、十三歳の忠直が遺領を継ぎ、江戸から越前に向かったのは慶長十二年(一六〇七)閏四月二十七日<sup>4</sup>のことである。これらのことから、慶長十三年以降、慶長十九年以前と言えらるだろう。さらに、図11に「両御所様御機嫌能仕合残所無之候間」とあり、四月十八日には忠直が家康・秀忠と謁見を済ませており、図13では「江戸・駿河へ参着いたし候上ハ」とあるように、五月七日にはまだ江戸にも駿府へも到着していない。その後も越前へ帰国せず、図17の八月十日頃までその状態は続いている。

忠直が越前を不在にする状況を考えてみると、書状の作成年代は慶長十六年か、または慶長十九年が該当するのではないだろうか。

慶長十六年三月に、家康は後陽成天皇の讓位、および水尾天皇即位の儀式に出席するため上洛するが、九男義直と十男頼宣とともに忠直もそれに随っている。三月二十日、忠直は四位上左近衛権少将に叙任され、二十三日には家康の参内に陪従し、義直・頼宣と同様、天杯を授けられた。その後、家康は二条城において秀頼と会見し、四月十二日即位の大礼が行われ、家康はこの日内裏の造営を諸大名に命じている。四月十八日、家康は京を出発し、二十八日に駿府へ到着した<sup>5</sup>。

忠直の書状では、四月十八日付図11では両御所と拝謁したことが、五月七日付図13では、いまだ江戸・駿河へ参着していないことが記されているが、忠直が上洛以前に秀忠に拝謁し、家康より遅れて京を發つた場合、どちらの条件も満たす。しかし、図17の八月十一日まで帰国していないかどうかは不明である。(九月二十八日には秀忠の三女勝姫が輿入れしているため、その頃には忠直も越前に帰国していたはずである)

一方、慶長十九年には、忠直は四月六日に駿府に出仕し、銀二百枚と綿三百把を献上した。家康は家老の本多富正と本多成重二人を召し、「忠

直少年たれば兩人よろしく輔導すべし」と命じている。八日には駿府を辞し、江戸へ向かう。さらに、『国事叢記』慶長十九年の項には「伝曰、忠直卿御躰となり給ひ、近年国二凶事而已有て御躰入なし。此度御躰入之沙汰すれ共、左二あらず。常之御参勤者二十日二不過御帰国なりしに、今度者御行儀御不足故、久々江戸に止給ふ。諸人不審す。」とあり、凶事とは慶長十七年に起きた久世騒動のことで、忠直は「行儀不足」として、江戸に止め置かれていたことがわかる。十月には大坂冬の陣のため、駿府にいた忠直にも出陣が命じられ、忠直は本多成重・本多富正へ直筆で出陣の指示を出している。

忠直の書状と照らし合わせると、四月十八日には家康・秀忠との拝謁は可能であり、その後も「行儀不足」のため江戸に止め置かれていたようであり、図15の三十ヶ国の大名がこちらに詰めているため、「そのゆへ越前（忠直のことか）もこゝもとにさしをかせられ候よし」と説明するようにと理解できる文言にも頷ける。そして、十月時点で駿府に滞在しているということ、八月十一日まで越前に帰国していない可能性は十分にある。しかし、図13の五月七日の江戸駿河に参着していないという記述に適合するかは不明である。

現段階では慶長十六年も慶長十九年もどちらも可能性があり、作成時期については関係史料の発見が待たれる。

次に、書状の内容を見てみたい。前にも述べたが、越前を不在にしている忠直より、国元の武兵衛に対して出された書状であり、全体を通して、忠直は問題なく過ごしていることを知らせ、武兵衛へは火の元などの警戒を怠らない様申付けると共に、何か変化があれば知らせるようにと命じている。

しかし、書状の本题は、「かの者」と呼ばれる人物のことである。図13

では、油断なく人を付け監視するようにと指示をしているが、図15では「かの者」は監視下に置かれたようで、武兵衛の門葉と右衛門の二人に「かの者」を預かる番所を任せ、そのことを重臣吉田修理・本多左門・高田遠江より申し渡すよう命じているように読める。また、図16・17では「かの者」が間違っても逃亡しないよう門葉と相談し、警備に念を入れるようにと命じている。この件については桜井甚助にも申渡す旨が記されており、桜井武兵衛とその門葉が、忠直より極秘に対応を命じられていたようである。門葉についても「其方申わたされ可然候と被存候ハ、可被申渡候、其方ふんべつ次第にて候」とあるように、武兵衛に一任されており、武兵衛は忠直から信頼を寄せられていることがわかる。

残念ながら、「かの者」が何者であるのかは書状からは窺い知ることができない。しかし、作成年代が慶長十六年であれば、その後起こる久世騒動との関連も考慮できる。久世騒動に関しては、図19には、「越前三而くせの但馬御せいはいノ時、但馬と鎧合申候事」とあり、実際に久世但馬と鎧を合わせたことが記されている。図19に記されていることで、武兵衛にとって久世騒動での戦功は「人なミしゅび」ではなく、特別であったと推察できる。

またこれら書状にも取次の名が見られる。図11と17で取次を行っていた藤埜小刑部は、秀康時代の給帳には名が無いことから、忠直の治世となり登用された人物のようである。『国事叢記』では、大坂冬の陣の陣立の中に、「藤野少刑部八百石（中略）右近習馬上二拾三騎」と名があり、忠直の近習であった。藤野小刑部、白石七郎右衛門、長谷河小左衛門ら取次により、忠直よりの書状が武兵衛へと伝達されていたのである。

これら書状については不明なことがまだまだ多い。しかし今回の考察で、桜井武兵衛は、特に禄高は高くはなかったが、忠直より密命を受け、

国元で働く重要な存在であったことが明らかとなった。一方忠直は、武兵衛に対し密命を与えるばかりでなく、体調を案じ、薬を与えるなど細やかな気遣いを見せ、二人は親密な関係であったと言えるだろう。

粗暴で気随者の印象が強い忠直であるが、家臣を思いやる一面を見ることができ、忠直の治世や人物像を考える上で貴重な資料となるだろう。

(根本佐智子)

註

- (1) 小曾戸洋監修『病家須知』翻刻訳注篇(農山漁村文化協会二〇〇六年)一一四頁。
- (2) 白石七郎右衛門、長谷河小左衛門共に結城秀康給帳、松平忠直給帳に名前がない。
- (3) 『国事叢記』には「吉田修理亮好寛。佐々木氏、元、秀次公臣久右衛門。前、石橋彦四郎云。於越前領一万四千石、与力知行共二。元和元乙卯年五月七日溺死」とある。
- (4) 『西巖公年譜』(『徳川諸家系譜』四)
- (5) 『徳川実紀』「台徳院殿御実紀」
- (6) 前掲5と同じ
- (7) 慶長十九年七月二十日に秀康の養父、結城晴朝が死去しており、その際に帰国した可能性はある。
- (8) 『福井市史』通史編二、四二頁
- (9) 三千二百六十石。「浄光公年譜」(『徳川諸家系譜』四)では本多富正の兄カといわれる。「国事叢記」では「秀康君臣本多左門 生三河。後、与力知行共三千二百六十石。子孫、越後守殿奉仕云。常陸土浦御預、千二百六十石。」とある。大坂の陣では城代をつとめた。本多監物の父。
- (10) 二千石。『国事叢記』では「高田遠江守一英 従五位下。近江生。宇多源氏。佐々木信州小室太郎男、始小左衛門、二千石。後三千五百石。始増田右衛門長盛臣。」とある。「秀康給帳①」では伏見御供番衆。秀康以来侍一〇五騎として忠昌に仕官。
- (11) 「忠直給帳」「宰相給帳」「黄門給帳②」とともに六五〇石、「黄門給帳②」では出身地として「尾州」の記述もある。
- (12) 「秀康給帳①」では百五十石の御番与衆、生国は下野とある。

#### 四、「桜井武兵衛覚書」からみた後北条氏の恩賞申請について

「桜井武兵衛覚書」とは、戦国大名北条氏、その滅亡後は結城秀康に仕えた桜井武兵衛が自身の戦功を記した記録である。当館が所蔵する年未詳九月十九日付(図19)と桜井家が所蔵する年未詳九月二十五日付(図19)と桜井家が所蔵する年未詳九月二十五日付の二通があり、一般に「桜井武兵衛覚書」(以下「覚書」と記す)と呼ばれるが、九月十九日付には「我等はしりめぐり之覚」、九月二十五日付には「我等はしりめぐり之覚書」と表題が付けられている。

戦国時代を生きた武士が、江戸時代になり自らの戦功を記した記録として、「辻加賀守高名之覚」<sup>①</sup>「野口豊前戦功覚書写」<sup>②</sup>「北爪右馬助覚書」<sup>③</sup>などがあるが、武兵衛の「覚書」は関連文書が共に伝来しているため、史料的な価値にも注目する必要がある。

かつて二通の「覚書」の比較と検討を行ったことがある<sup>④</sup>。二通の内容はほぼ同一であるが幾つかの差異がある。それは十九日付「覚書」には花押が据えられていること、二十五日付には「大坂夏の陣」に関する記述があるため、前者は十二、後者は十三の戦功が記されている。また、戦功記事の数量の違いからもうかがえるが、後に記されたと考えられる二十五日付の「覚書」の方が、人名や合戦の記述が詳細で文章も整理されている。

また、武兵衛が「覚書」を記した背景について、元和九年(一六三三)に松平忠直が幕府より隠居を命ぜられ、その後、越前六十八万石は解体され、嫡男光長は越後の高田へ二十五万石で転封となり家臣団の再編を余儀なくされた。その折、光長は家臣に戦功の書上の提出を命じたのであるかろうかとした。

これらの検討を行った時、二通の「覚書」の比較と記載されている合

戦の年代比定を主眼としたため、その他の検討は十分に行うことができなかつた。そのため、本稿では九月十九日付の「覚書」の構成要素である個々の合戦と戦功記事の分析を通して、後北条氏の恩賞申請について考察してみたい。

(一) 桜井武兵衛と「覚書」について

桜井家に伝来した系図によると、武兵衛は寛永八年(一六三二)七月十七日に七十五歳で死没と記されるため、弘治三年(一五五七)の生まれである。「覚書」には、武兵衛が北条氏と結城(松平)氏に仕えた経歴を反映して、天正九年(一五八一)から元和八年(一六二二)十二月まで四十一年間の戦功が記される。二十五歳から六十六歳の記録であり、最後の戦功が六十六歳というのはやや高齢に過ぎるかと思えるが、あり得ないことはない。肥後の細川家に仕え、武兵衛とほぼ同じ時代を生きた沢村大学は、正保二年(一六四五)に甲冑姿の自画像を作らせ、それに加えた自賛に七十七歳で島原の乱に従軍した旨が記されている<sup>(6)</sup>。

それでは、実際に九月十九日付の「覚書」がどのように記されているのか見てみたい。冒頭の二項の記述は次のとおりである。

一、藤岡おもて二而、さたけ衆と小田原衆

たいぢん之時、すわべ宗右衛門尉・我等鏑はしめヲ

仕候事、…①

一、新うつの宮・たげ二而、京牢人村井・我等

やりはしめヲ仕候、田代大膳可存候事、…②

①は、下野の藤岡(現栃木県藤岡町)での武兵衛と諏訪部宗右衛門尉の「鏑初」の戦功を記している。佐竹勢と北条勢の対陣とは、天正十二年(一五八四)五月から七月下旬まで続いた沼尻(同)の合戦のことであろう。また、諏訪部は『所領役帳』の御馬廻衆に記載のある諏訪部惣

右衛門とみられる。

②は、「新宇都宮・たげ」の地名から合戦の時期が推定できる。天正十三年(一五八五)九月、宇都宮国綱は北条氏の攻撃により、本拠地、宇都宮城(現栃木県宇都宮市)から退去し、新しく築いた多気山城(新宇都宮とよばれた)で対抗した。この時、武兵衛は京浪人の村井とともに鏑合戦を行い、この様子は田代大膳が承知していると記している。田代は武兵衛と村井の「鏑初」の目撃者として記したのである。

これら二件は天正十二年、同十三年というように時間の経過に沿って記されているが、三項目は再び十二年の記述になる。

一、富田二而、うじなお大中寺山二あかり、見

被申候、富田の宿やぶり、城の門までおしこミ、

鏑仕候事、…③

③は、下野の富田城における合戦の記事である。富田も大中寺も現在の栃木県大平町に所在する地名や寺院名である。富田城は城下集落が形成されていたためか「内宿」の地名が残っており、そのため「富田の宿」と表現したのである。また、ここに示した十九日付「覚書」には、合戦の様子だけを記しているが、二十五日付「覚書」には「野中六郎右衛門・富長かげゆ・われら鏑仕候事」とあり、武兵衛は野中、富長とともに城門まで攻め入り、鏑合戦を行ったことがわかる。

武兵衛と共に戦った野中がどのような人物であるか不明であるが、富長は氏邦の家臣に富長勘解由がいる。この合戦は、氏邦と氏照が下野の足利・佐野方面へ出陣した天正十二年二月から四月頃とみられる。

このように、②と③は年代的に逆転している。これ以外にも次頁下段の表で示した通り、「覚書」には年代順ではない箇所が多い。自身の記録でありながら何故このような誤りが発生したのであるか。おそらく武

兵衛が「覚書」を作成した時、手元には幾つかの過去の戦功に関する記録があり、それらを記憶に頼って順序つけて書写したためであろう。

それでは「覚書」に記されている個々の記録はどのような背景の中で作成されたのであろうか。

### (二)「覚書」の記事と感状授与

「覚書」は複数の合戦の記録を編集したものであるが、個々の記録が作成された状況をうかがうことができる史料が存在する。

「北条氏直感状」(桜井家文書)

去月廿四日、向足利伏兵之砌、終日抽而走廻之由、神妙候、弥可相稼候、

謹言、

二月二日 氏直(花押)

桜井武兵衛尉殿

天正十七年(二五八九)とみられる正月二十四日、桜井武兵衛が足利(現群馬県足利市)で伏兵を務めたおり、朝から昼に及ぶ戦闘で抜群の働きをしたため、氏直より感状が与えられた<sup>⑦</sup>。この感状に記される戦闘の記述は、「覚書」の七項目に記されている。

一、あしかが三而、草ノ時、朝より昼比まで、しや

い御座候、其時、我等ぬき出、はしりめぐり候、

うじなお御かんしょう持申候事、…<sup>⑦</sup>

このように、武兵衛が感状を獲得した合戦が「覚書」に記されており、「覚書」のそれぞれの合戦と戦功の記述は、恩賞の申請のために記されたものであることがわかる。また、大部分の記事には戦功の証人となる人物が記されていることも、それを裏付けるものといえよう。なお、武兵衛が感状を獲得したことに関連する部分(⑦)には、証人の名前が記されていない。これは「覚書」の編纂時に感状を所持していたため、戦功の

「我等はしりめぐり之覚」(九月十九日付)に記される戦功の内容と証人

項目	年月日	場所	戦功内容	合計	証人
①	天正十二年の五月～七月	藤岡おもて(沼尻合戦)	鏑はしめ	すわべ宗右衛門尉	
②	天正十三年九月頃	新うつの宮・たげ	鏑はしめ	京牢人村井	田代大膳
③	天正十二年二月～四月頃	富田	城の門までおしこみ鏑仕候	野中六郎右衛門・富長かげゆ(二五日付覚書から補)	
4	天正十二年三月、または四月	つくば山	さきにおしこみ	山上郷右衛門	
5	天正十二年二月～四月頃(あるいは同九年夏頃か)	ゆふきの田川	(安房守の救援)	松田六郎左衛門	
6	天正九年十一月～二月頃	いづみかしら、湯川おもて	味方の救援、敵とやり合わせ	無	瀬戸与兵衛
⑦	天正十七年一月	あしかが	草ノ時、朝より昼比までしやい	無	(氏直の感状所持)
8	天正十年十月、または同十三年九月	ぬまた森下	一番のり	藤田大学	
9	天正十二年二月～四月頃	みな川ノ大平山	味方の救援、(殿を務め)一人もうたせ不申引申候	無	(複数の目撃)
10	慶長十七年十月	越前ニテくせノ但馬御せいはい(久世但馬騒動)	但馬と鏑合	無	(複数の目撃)
11	元和八年十二月	ながみ右衛門尉、御せいはい	鏑四・五度仕候むすこ十大夫打死	無	井上田左衛門尉・ふか沢長右衛門尉(検使)

\*場所、戦功内容、人名の表記はほぼ「覚書」の通りである。

\*配列の順は「覚書」に記されている通り、また、番号を○で囲った合戦は、本文中に述べたもの。

場所と内容を記し、次に感状を所持しているとの結果を記したため、文脈上、証人に関する記述を省いたのであろう。

際、不可欠の要素であった。だが証人が記されていないものが幾つかある(表参照)、それはどのような理由で省かれたのであろうか。

(三) 恩賞申請と証人について  
「覚書」に記されている合戦の記事は、恩賞の申請のための文書を集めたものとみると、戦功の場所、その内容、証人(目撃者・同行者)といった定形化された記述に納得がいく。これらは恩賞申請の

最初に記されている「鑑初め」の戦功は①、諏訪部宗右衛門尉と共に行ったことを記すが証人の名前は記されていない。これは他の記述もみると複数の者が共同で戦功をあげた場合、あるいは、「殿（しんがり）退却などの際、敵の攻撃をくい止める役割」などのように複数の目撃者がいた場合は、証人を省くことが許されたようである。

武兵衛に関するものではないが、天正十二年とみられる七月十一日付の北条氏直の感状がある。これは、北条方から離脱した由良氏との五覧田（現群馬県みどり市）における合戦で、前原藤左衛門と目黒織部丞があげた勲功に対し与えられたものである<sup>①</sup>。

「北条氏直感状」（目黒文書）

去三日、五覧田之地乗取砌、敵一人、目黒織部丞与合討、高名之至、

神妙候、弥可走廻者也、仍如件、

七月十一日（花押）

前原藤左衛門とのへ

「北条氏直感状」（前原文書）

去三日、五覧田之地乗取砌、敵一人、前原藤左衛門与合討、高名之至、

神妙候、弥可走廻者也、仍如件、

七月十一日（花押）

目黒織部丞とのへ

この二通の感状から目黒と前原が協力して敵一人を討つたことがわかる。文中にある「合討」は「相討」とも記し、共同で敵を討つことである。この感状が発給されるにあたり、目黒と前原はそれぞれ恩賞の申請を行ったとみられるが、一件の戦功について複数の者が恩賞の申請をする場合、客観的な事実関係の確認が可能となるため、合討の場合ほとんど

に戦った人名を記すことにより、証人を省くことが認められていたものと思われる。

しかし、②の「鑑初め」の戦功のように、武兵衛とともに戦った人物が京牢人村井の場合は、村井は家臣ではないため証人として認められなかったようで、田代大膳を証人として記している。

③は「鑑初め」の戦功とみられるが、証人の名が記されておらず合討かと思えるが、その記述もない。しかし二十五日付の「覚書」には「野中六郎右衛門・富長かげゆ・われら鑑仕候事」とあり合討であることがわかる。十九日付「覚書」はこれらの記述を失念したのであろう。

（四）後北条氏の恩賞申請について

戦場の功績といえ、先ず敵を討ち取ることであるが、その他、最初に敵と槍を合わせる一番槍、敵の城などに最初に攻め込む一番乗りなどがある。また、合戦による疵なども勲功の対象となった。「覚書」にも、敵を討ちとる「くび取り」、「鑑初め」先に押し込み」などと記される先駆け、また「打死仕候」などの文言もみられる。さらに、味方の窮地を救ったとの記述もあり、これも戦功と見なされていたことがわかる。

武士たちにとって、合戦は所領や官位、そして感状などの恩賞を獲得するための絶好の機会であった。そのため古くから勲功の申請や認定の制度は整えられていた。鎌倉幕府では御家人より提出された軍忠状を恩賞奉行が審査し、勲功と認められれば恩賞が与えられた。室町幕府では恩賞方がこれを行っていた。

それでは、戦国大名北条家の勲功認定はどのような手続で行われていたのだろうか、その様子は「覚書」からうかがうことができる。合戦後、家臣たちは自身の戦闘が功績に相当すると思った時、戦闘の場所、戦功の内容、証人の名を記した簡潔な文書を提出した。合討や複数の目撃

者がいる場合は証人を省くことができた。なお、「覚書」には「此外、人なみしめび合候事、度々候へ共、不申上候」とあることから、人並みの活躍については申請を行わなかったことがわかる。

また、「覚書」の個々の記事に日付が記されないのは、合戦後に間をおかずに提出することを求められたため、区別のための日付は必要がなかったためであろう。受理する北条氏側も合戦ごとにそれらを取りまとめ、審査するため、日付を求めなかったためであろう。だが、受理側は戦闘の日時を細かに把握していたことは言うまでもなく、先に示した三通の氏直の感状には、合戦の場所、勲功の内容とともに具体的な日付を入れている。提出された恩賞申請を、北条家はどのように審査していたものか不明であるが、行政面では分野ごとに奉行人を定め執り行っていたことから、戦功認定についても担当の奉行を定め行っていたであろう。

なお、先にも述べた天正十七年二月の武兵衛へ感状授与の後、北条氏が武兵衛に与えた二通の六月朔日付の朱印状の宛所に「桜井肥前守」と記されているため、感状と受領名の授与には関連があったのではなかろうか。

#### 小括

「覚書」は、武兵衛自身が体験した戦闘および戦功の「記録」を書き写したものである。「記録」は武兵衛が北条家へ提出した勲功申請の文書の控ともいうもので、参加した戦闘ごとに記されていたが、それには年月日が記されていないかった。そのため、「覚書」の記述は年代の順とはならなかった。なお本文中には記さなかったが、「覚書」末尾の二項は戦功の場所を「越前にて」と記しているため、「覚書」が越前を離れてから作成されたことを示唆してくれる。

ところで、「覚書」からうかがえる恩賞申請の方法は、他の戦国大名で

も同様に行われていたのであろうか。時期はやや下るが、慶長二十年（一六一五）五月七日、大坂夏の陣で越前勢があげた首級を記した「大坂夏の陣越前首取状」と称される記録がある。これは戦功の認定に係わった赤見新五左衛門に宛てたおよそ六十通の文書からなる<sup>(12)</sup>。これら文書には首取の場所（日付が記されるものもある）、首取の様子、見手（証人）が記されている。また、文書の差出所には花押を据えた文書作成者の署名とともに日付が記されている。「覚書」には見られない署名があるのは申請文書の原本だからで、武兵衛が北条家に提出した恩賞申請の文書にも署名があった筈である。また、日付についても、前述の「首取状」には合戦から二ヶ月程経過したものがみられることから、合戦が終了し、戦功に関する調査までの期間が長かったためであろう。

また、寛永十四年（一六三七）に発生した天草・島原一揆では、参陣した各藩の家臣や陣借りした浪人の間では、戦闘の後、書状形式の文書が取り交わされていた。それらには文書の受給者の戦功が記され、発給者が目撃者（証人）の役割を果たし、合戦後、各藩はこれらを提出させ、戦功の審査を行ったことが報告されている<sup>(13)</sup>。

このように文書の形式は異なるものの、戦功の場所、内容、証人を明確に記すとの方針は共通するため、必要事項を記した簡易な文書による戦功認定の申請を行ない、それを審査するという方法は後北条氏に限らず多くの戦国大名も採用していたと思われる。（鳥居和郎）

#### 註

(1) 『藤岡町史』資料編、古代中世、二九三頁

(2) 『結城市史』第一巻、古代中世史料編、二八二頁、これには慶長八年六月二十日の年紀あり。

(3) 『群馬県史』資料編七、三六九二号文書

- (4) 鳥居和郎「桜井武兵衛覚書について―内容とその成立背景の検討―」『神奈川県立博物館研究報告(人文科学)』第三十二号所収、二〇〇六年
- (5) 桜井武兵衛より八代後の桜井兼之助(天保八年生まれ)が編纂したものの。
- (6) 宮島新一「武士の肖像」『日本の美術』第385号、至文堂、一九九八年
- (7) 十九日付の「覚書」には「すべ宗右衛門尉」とあるが、二十五日付には「諏訪部宗右衛門」とある。
- (8) 『角川地名大辞典』9、栃木県、「富田城」の項
- (9) 『戦国遺文』第五卷、三三三三七号文書。なお、同書ではこの文書を天正十八年としているが、同年の武兵衛や上野国衆の動向、また、武兵衛の受領名などから十七年とすべきであろう。また、この感状に記される二十四日の足利表の戦闘に関して、他に四通の正月二十八日付の感状が確認できる。これらは敵の討取りで比較的短時間で感状が発給されていること、また、武兵衛の感状の日付を勘案すると多数の恩賞の申請が提出されている様子が見えてくる。
- (10) 『戦国遺文』第四卷、二二八八五・二二八八六号文書
- (11) 前掲10と同じ、三四五八・三四五九号文書
- (12) 渡辺武「大坂夏の陣越前兵首取状について」『大阪城天守閣紀要』第1号、一九六五
- (13) 西島太郎「戦場の目撃証言―島原・天草一揆と兩森清広の仕官―」藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造―戦場論(上)―』岩田書店、二〇〇六年。なお、桜井系図にも、一族が島原の乱に参陣し討死したとの記述がみられる。

## おわりに

後北条氏遺臣桜井家に伝来した越前時代の文書の紹介と、それらの文書を幾つかのテーマを設けて解説を加えた。すでに述べたように戦国期の桜井家文書十一通は広く知られる存在であったが、結城秀康、松平忠直に仕えた越前時代の文書およそ二十通は、一部については紹介を行ったものの未紹介のものが多く、全容が明らかになるのは本稿が初といえ

る。

また、両時代の文書は大部分、桜井武兵衛に宛てられたもので数量的にも多い。これらを通して見ることにより、中世から近世への大きな時代の変化の中で生き抜く武兵衛の姿を見ることができ、これ自体興味深い。それとともに藩主忠直が武兵衛に宛てた数々の書状、また、親密さを感じる内容にも大きな興味をそそられる。

忠直に関する研究は、史料の少なさも充分に行われているとは思えない状況であるため、本稿が忠直や近世初期の越前藩に関する研究の一助となれば幸いである。

また、最後になるが、本文書群を当館にお譲り下さった桜井元昭氏は、昨年の八月に逝去された。平成元年に開催した特別展「後北条氏と東国文化」へ、ご所蔵の文書を出品頂いて以来、当館が頂戴したご恩は数え上げることができない程である。ここに記して、あらためて長年にわたるご厚情に感謝申し上げます。

越前時代の桜井家文書

番号	文書名	年月日	宛先	形式	数量	寸法(縦×横、単位センチメートル)
1	結城秀康知行宛行状	慶長六年九月九日	桜井武兵衛	縦紙	一通	三一・八×四七・三
2	結城秀康知行宛行状	慶長八年正月九日	桜井武兵衛	縦紙	一通	三一・六×四六・五
3	越前藩年寄衆連署掟書	慶長拾二年九月七日	桜井武兵衛	縦紙	一通	三五・八×五〇・三
4	松平忠直知行宛行状	元和二年八月廿二日	桜井武兵衛	縦紙	一通	三六・〇×五二・三
5	松平忠直知行宛行状	元和三年八月廿二日	桜井甚之助	縦紙	一通	三六・〇×五二・五
6	越前藩年寄衆連判覚書	(元和三年)十一月朔日	桜井佐助	縦紙	一通	三二・〇×三二・二
7	松平忠直知行宛行状	元和九年正月七日	桜井武兵衛	縦紙	一通	三五・八×五一・八
8	松平忠直黒印状	元和九年正月十五日	桜井武兵衛	継紙	一通	三六・二×一五三・三
9	松平忠直知行宛行状	元和九年二月三日	桜井佐助	縦紙	一通	三五・七×五一・八
10	松平忠直書状	年未詳正月十二日	桜井武兵衛	折紙	一通	三六・三×五二・三
11	松平忠直書状	年未詳卯月十八日	桜井武兵衛	折紙	一通	三六・二×五一・八
12	松平忠直書状	年未詳卯月廿五日	桜井武兵衛	折紙	一通	三六・二×五一・八
13	松平忠直書状	年未詳五月七日	桜井武兵衛	折紙	一通	三六・三×五二・〇
14	松平忠直書状	年未詳五月廿日	桜井武兵衛	折紙	一通	三六・三×五二・〇
15	松平忠直書状	年未詳六月廿四日	桜井武兵衛	折紙	一通	三六・三×五二・〇
16	松平忠直書状	年未詳八月三日	桜井武(兵衛)	折紙	一通	三六・五×五一・七
17	松平忠直書状	年未詳八月十一日	桜井武兵衛	折紙	一通	三六・四×五一・八
18	松平忠直書状	年未詳極月廿八日	桜井(武兵衛カ)	折紙	一通	三六・二×五一・八
19	我等はしりめくり之覚	年未詳九月十九日		継紙	一通	三二・五×九六・五

\*史料の配列は年月日の順とした。年未詳のものは月日の順としたが、19については内容から年代を推定した。

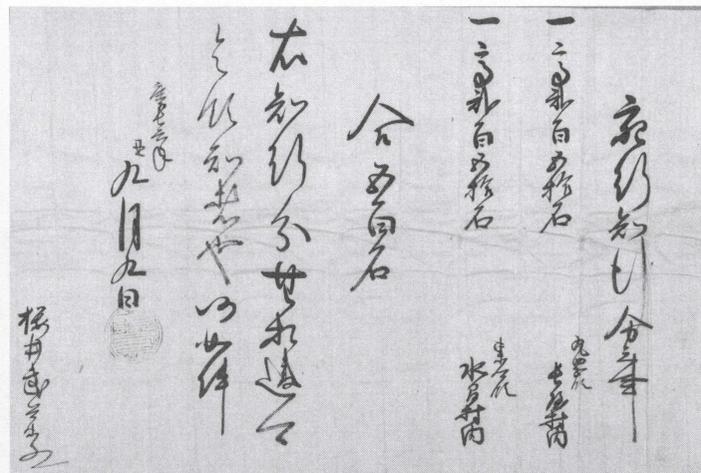


図1 結城秀康知行宛行状 (31.8 × 47.3)

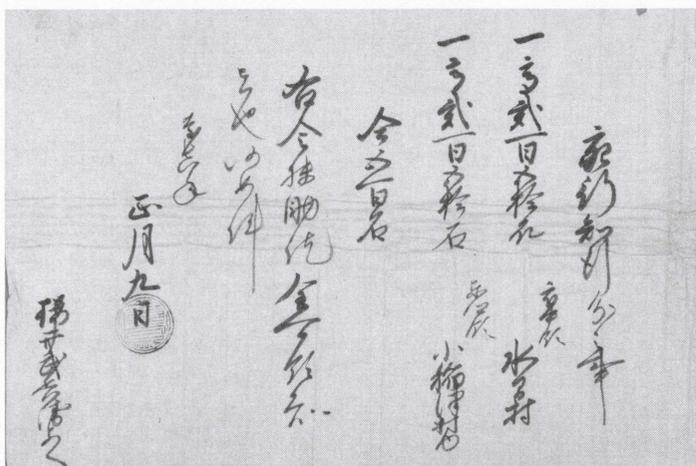


図2 結城秀康知行宛行状 (31.6 × 46.5)

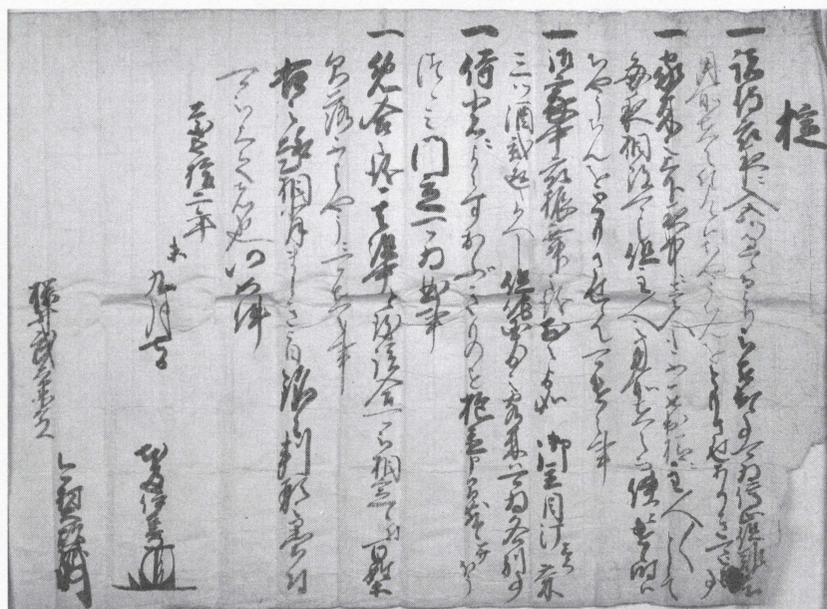


図3 越前藩年寄衆連署控書 (35.8 × 50.3)

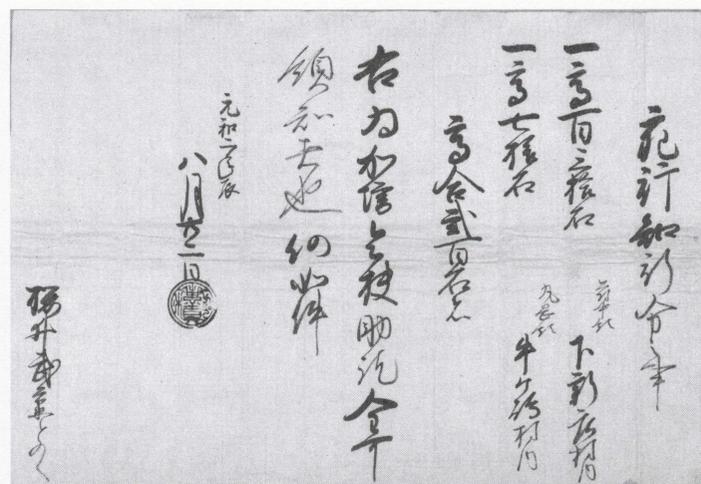


図4 松平忠直知行宛行状 (36.0 × 52.3)

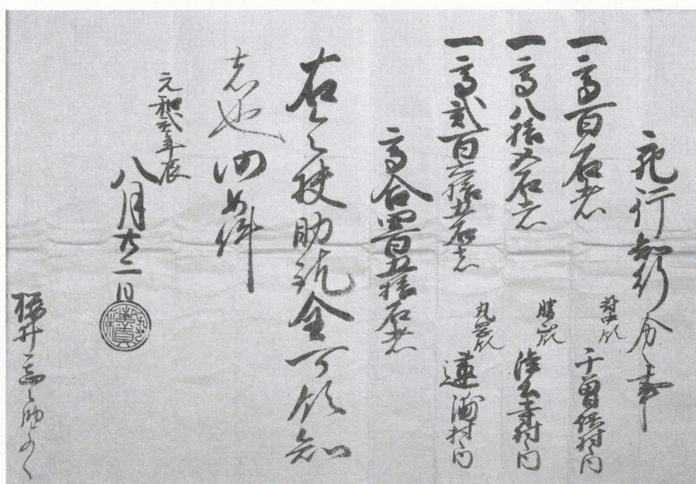


図5 松平忠直知行宛行状 (36.0 × 52.5)

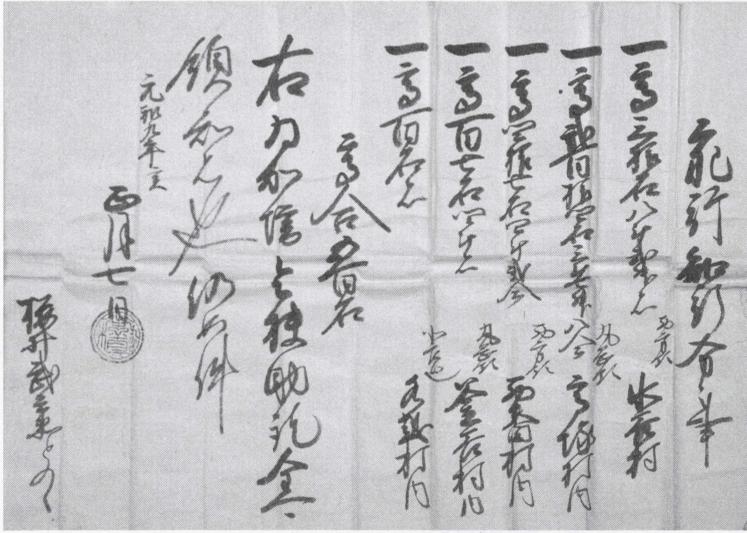


図7 松平忠直知行宛行状 (35.8 × 51.8)

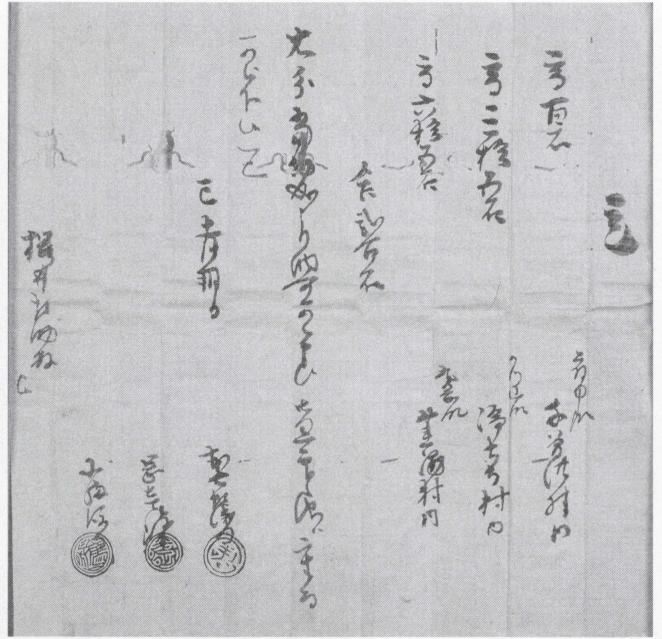


図6 越前藩年寄衆連判覚書 (32.0 × 32.2)

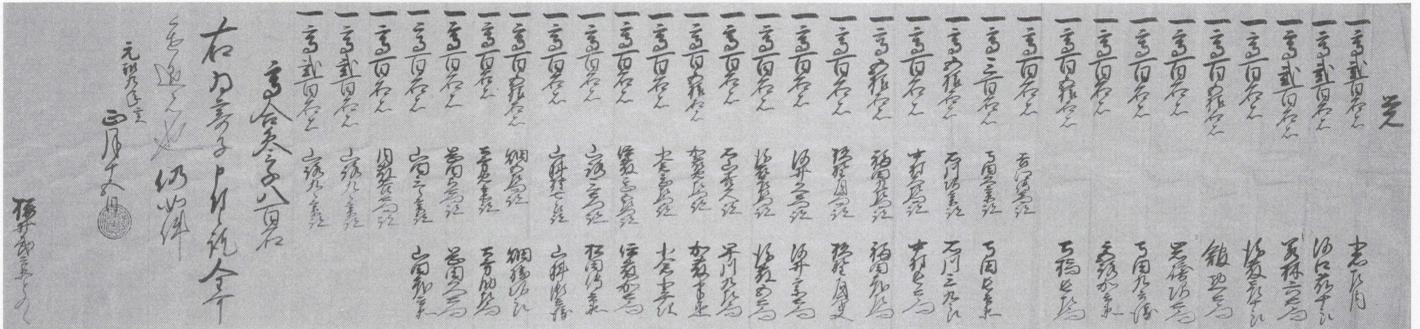


図8 松平忠直黒印状 (36.2 × 153.3)

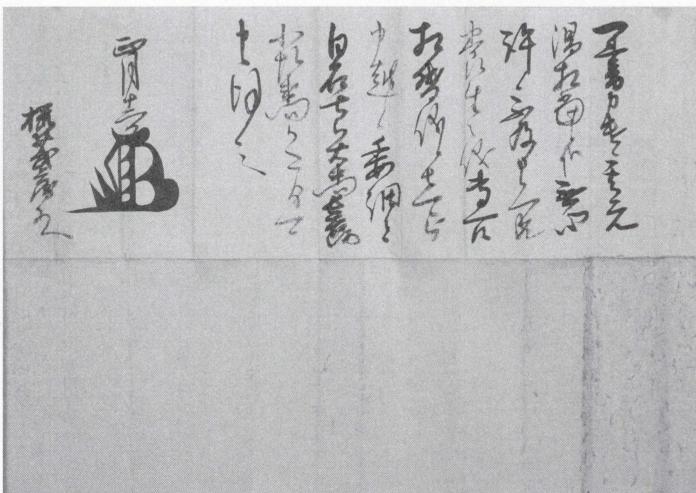


図10 松平忠直書状 (36.3 × 52.3)

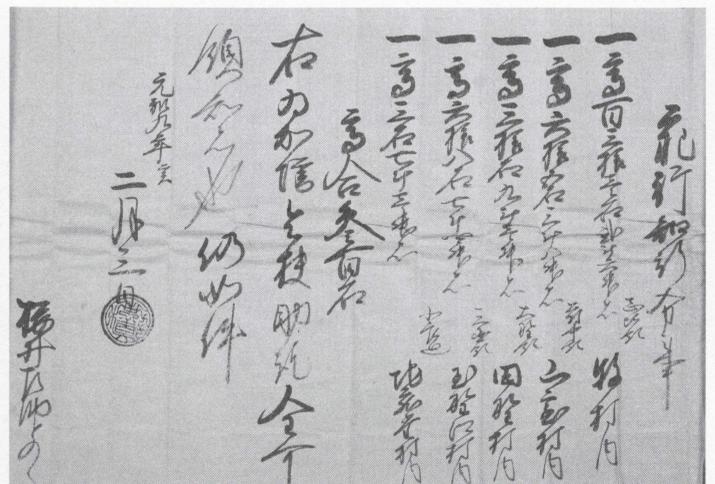


図9 松平忠直知行宛行状 (35.7 × 51.8)

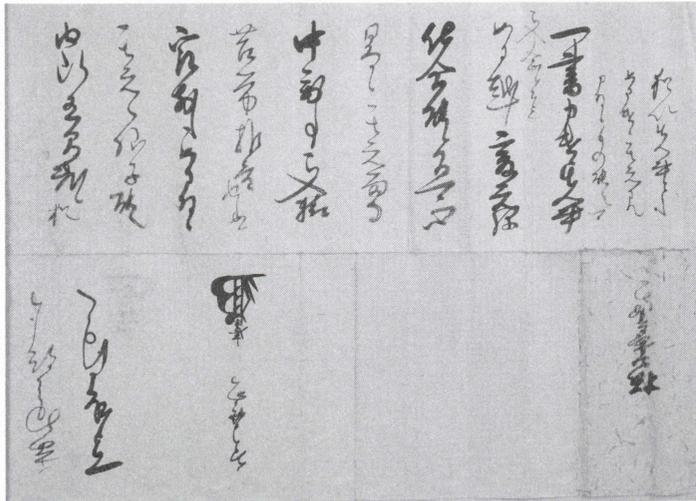


図12 松平忠直書状 (36.2 × 51.8)

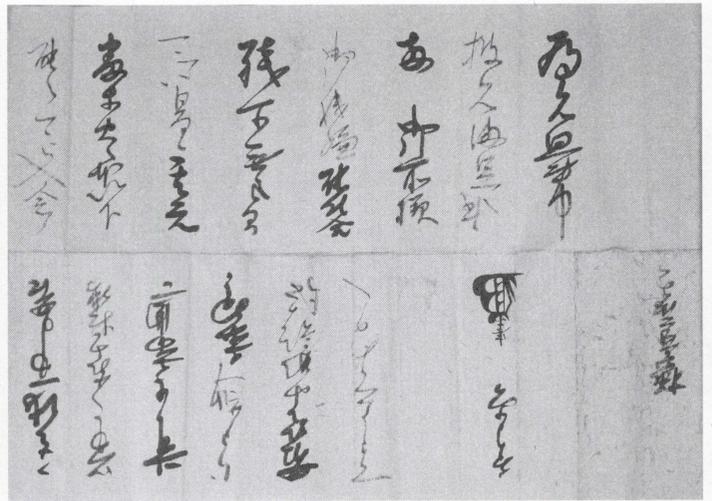


図11 松平忠直書状 (36.2 × 51.8)

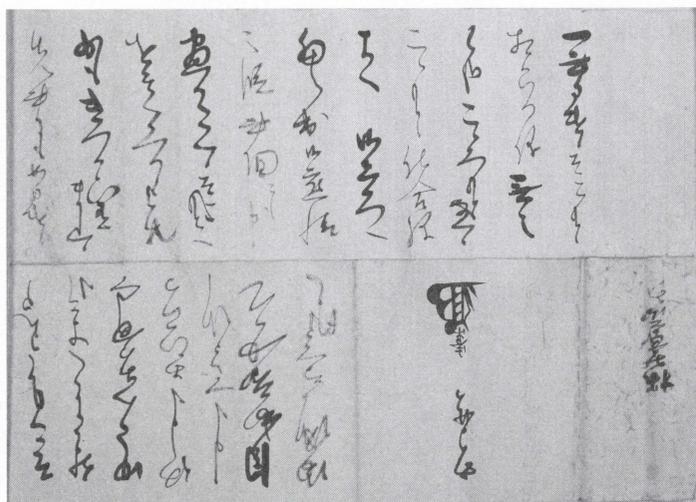


図14 松平忠直書状 (36.3 × 52.0)

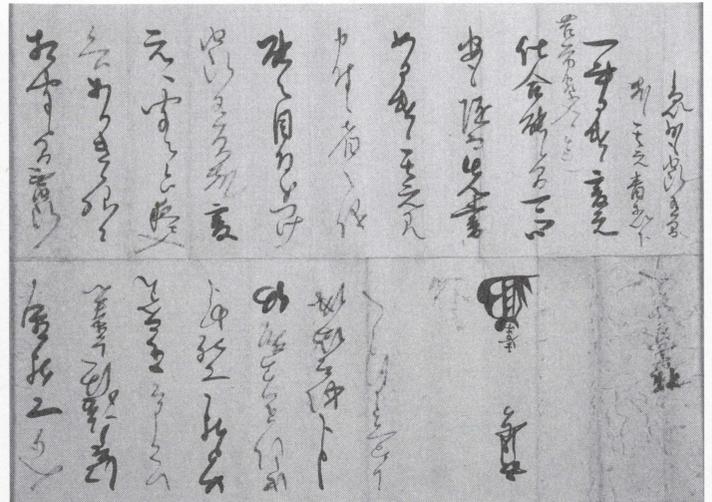


図13 松平忠直書状 (36.3 × 52.0)

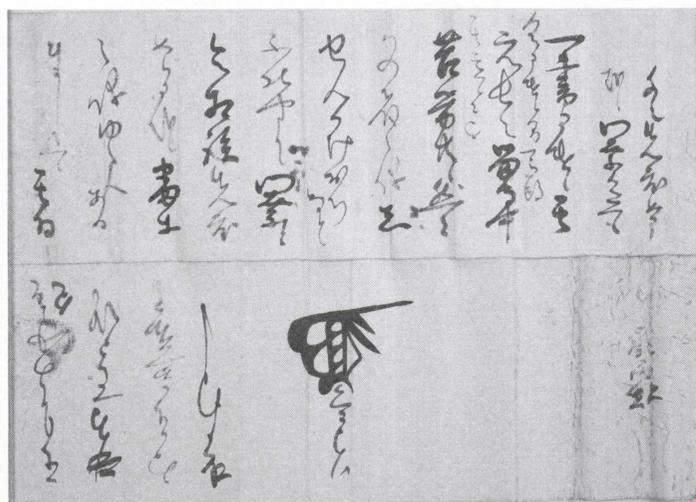


図16 松平忠直書状 (36.5 × 51.7)

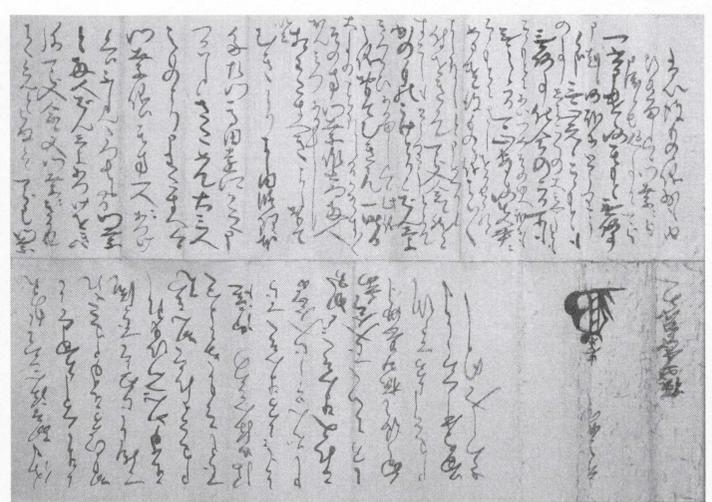


図15 松平忠直書状 (36.3 × 52.0)

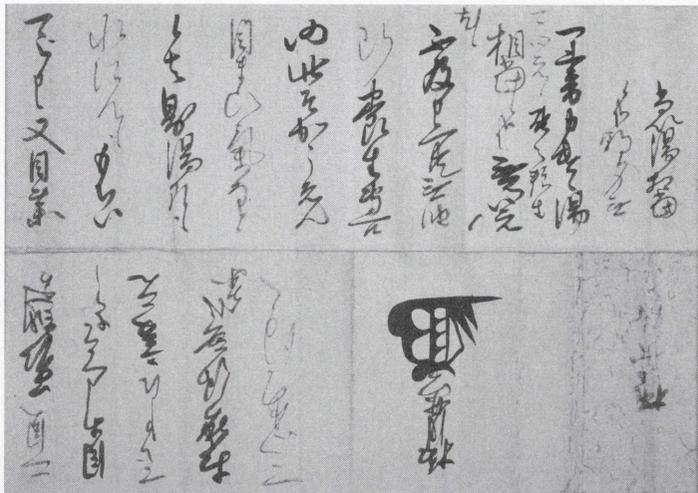


図 18 松平忠直書状 (36.2 × 51.8)

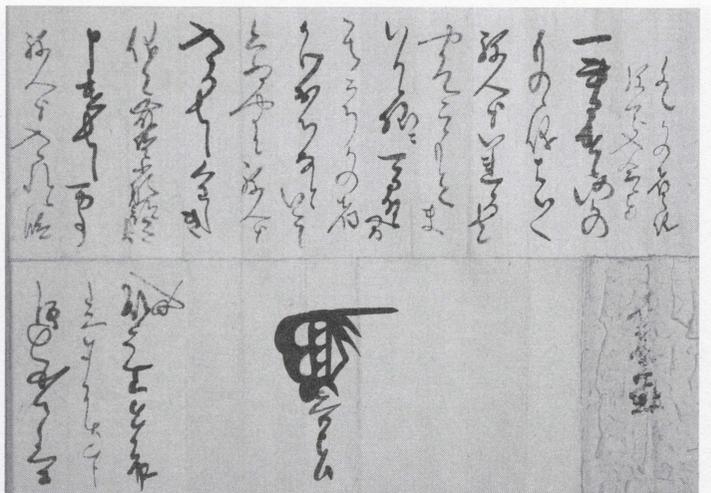


図 17 松平忠直書状 (36.4 × 51.8)

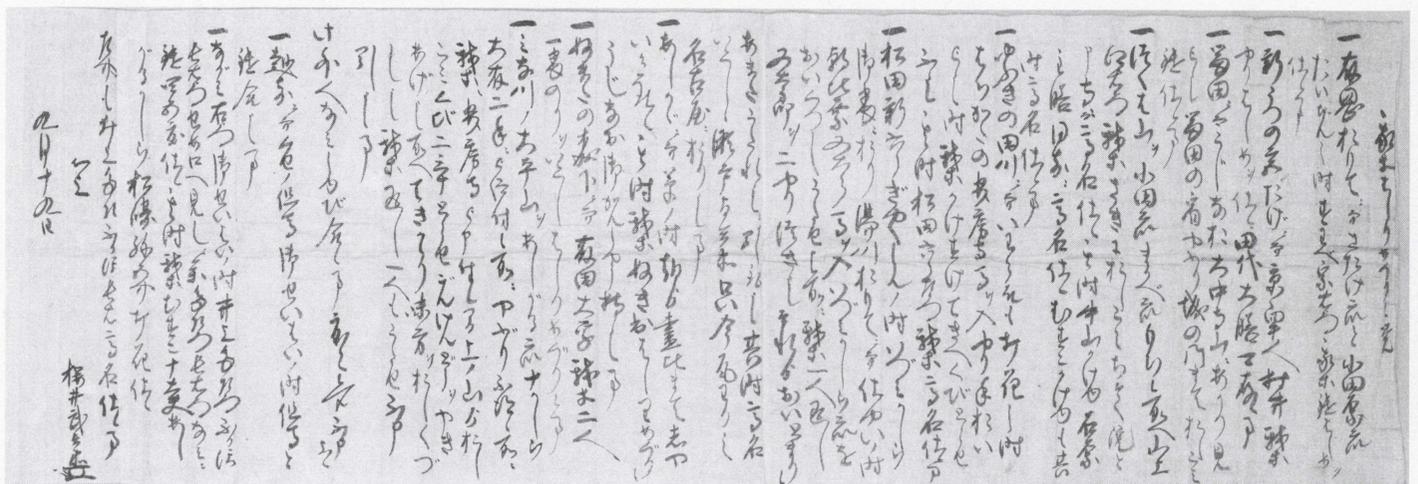


図 19 我等はしりめぐり之覚 (32.5 × 96.5)

1 結城秀康知行宛行状

宛行知行分之事

- 一、高式百五十拾石 丸岡領 長屋村内
- 一、高式百五十拾石 東郷領 水間村内

合五百石

右知行分、無相違可令領知者也、仍如件、

慶長六年 丑九月九日 (結城秀康朱印)

桜井武兵衛殿

2 結城秀康知行宛行状

宛行知行分之事

- 一、高式百五十拾石 府中領 水間村
- 一、高式百五十拾石 東郷領 小稲津村内

合五百石

右令扶助訖、全可領知者也、仍如件、

慶長八年

正月九日 (結城秀康朱印)

桜井武兵衛とのへ

3 越前藩年寄衆連署掟書

掟

- 一、諸侍衆、夜三入五ツ過候而より、被罷出候事可為停止、但、難去用所在之付てハ、ちやうちんをともさせ、あるき可被申候事、
- 一、家来之上下、夜中ニ壹人も不罷出様ニ、主人くとして

毎夜相改可申候、但、主人之用所在之而、使ニ遣候時ハ、ちやうちんをともさせ候て可遣候事、

- 一、御家中衆振舞之儀、前々より如 御置目、汁巻ツ、菜三ツ、酒式返たるへし、但、他国より之客来ハ、可為各別事、
- 一、侍・小者ニよらす、かぶきもの抱置申間敷候、並ほうつ、ミ門立可為曲事、

一、免合之儀、其組中と致談合可被相定候、付百姓等欠落不申候やうニ可在之事、

右之趣、相背ましき旨、銘々判形之墨付可被上之者也、仍如件、

慶長拾二年

未九月七日

本多伊豆守 (花押) 今村大炊頭 (花押)

桜井武兵衛殿

4 松平忠直宛行状

宛行知行分之事

- 一、高百三十拾石 府中領 下新庄村内
- 一、高七拾石 丸岡領 牛ヶ嶋村内

高合式百石者

右為加増令扶助訖、全可領知者也、仍如件、

元和貳年辰 八月廿二日 (松平忠直黒印)

桜井武兵衛とのへ

5 松平忠直知行宛行状

宛行知行分之事

- 一、高百石者 府中領 千曾供村之内
- 一、高八拾五石者 勝山領 浄土寺村之内
- 一、高式百六拾五石者 丸岡領 蓮浦村之内

高合四百五十拾石者

右令扶助訖、全可領知者也、仍如件、

元和貳年辰 八月廿二日 (松平忠直黒印)

桜井甚之助とのへ

6 越前藩年寄衆連判覚書

覚

- 高百石 府中領 千曾供村内
- 高三拾五石 かつ山領 浄土寺村内
- 高六拾五石 丸岡領 蓮浦村内

合式百石

右分當物成より納所可被申候、御黒印申候儀ハ重而可被下候、以上、

巳十一月朔日

(本多) 本七左衛門 (黒印) (岡嶋) 岡嶋岐守 (黒印) (小栗) 小栗後守 (黒印)

桜井左助殿

まいる

7 松平忠直知行宛行状

宛行知行分之事

- 一、高三拾石八斗式升者 西方領 水谷村
- 一、高式百拾四石三斗七升八合 丸岡領 高塚村内
- 一、高四拾七石四斗式合 西方領 西天田村内
- 一、高百七石四斗者 丸岡領 釜谷村内
- 一、高百石者 北庄廻 水越村内

高合五百石

右為加増令扶助訖、全可

領知者也、仍如件、

元和九年亥

正月七日

(松平忠直) (黒印)

桜井武兵衛とのへ

8 松平忠直黒印状

覚

- 一、高式百石者 小石左内
- 一、高式百石者 河口藤十郎
- 一、高式百石者 若林六右衛門
- 一、高百石者 後藤彦十郎
- 一、高百五拾石者 館惣右衛門
- 一、高百石者 岩崎次右衛門
- 一、高百石者 寺田九兵衛
- 一、高百石者 宮路加兵衛
- 一、高百五拾石者 土橋長左衛門
- 一、高百石者 吉江伝右衛門跡
- 一、高三百石者 寺田久兵衛跡
- 一、高五拾石者 石川次兵衛跡

一、高百石者

一、高五拾石者

一、高百石者

一、高百石者

一、高百石者

一、高百石者

一、高百五拾石者

一、高百石者

一、高百石者

一、高百石者

一、高百五拾石者

一、高百石者

一、高百石者

一、高百石者

一、高式百石者

一、高式百石者

一、高式百石者

高合參千八百石

右為寄子申付候訖、全可

進退者也、仍如件、

元和九年亥

正月十五日

(松平忠直) (黒印)

桜井武兵衛とのへ

9 松平忠直知行宛行状

宛行知行分之事

- 一、高百三拾壹石式斗六升者 志比領 牧村内
- 一、高六拾五石三斗八升者 府中領 山室村内
- 一、高三拾石九斗壹升者 大野領 田野村内
- 一、高六拾八石七斗四升者 三国領 玉野江村内
- 一、高三石七斗壹升者 北庄廻 地藏堂村内

高合參百石

右為加増令扶助訖、全可

領知者也、仍如件、

元和九年亥

二月三日

(松平忠直) (黒印)

桜井左助とのへ

10 松平忠直書状

一書申遣候、其元  
 湯相当候哉、無心  
 許候、不及申候へ共、  
 養生之儀專一候、  
 相替儀二者可被  
 申越候、委細者  
 白石七郎右衛門・長谷河  
 小左衛門かたより可  
 申候、謹言、  
 正月十二日 (松平忠直) (花押)  
 桜井武兵衛殿

11 松平忠直書状

為見廻書中

披見満足至候、

兩 御所様

御機嫌能、仕合

残所無之候間

可心易候、其元

番木・火之本以下

能と可被人念、

其他万事苦

勞被察候、相替

事者委曲可

被申越候、委細者

藤壁小形部かたより

可申候、恐と謹言、

卯月十八日 忠直 (花押)

桜井武兵衛殿

12 松平忠直書状

猶以先書ニも

如申遣候、其元にて

申付候もの能と可

被入念候、已上、

一書申遣候、先書

如申越候、爰元弥

仕合能候間、可心

易候、其元留守

中萬事被入精

苦勞様と懸せしめ候、

最別も如申付候、

其元之様子能と

由断有間敷候、猶

委細者跡より

可申遣候、謹言、

卯月廿五日 忠直 (花押)

桜井武兵衛殿

13 松平忠直書状

尚以少も由断有間

敷候、其元番木以下

苦勞察入候、已上、

一書申遣候、爰元

仕合能候間、可心

安候、随而先書

如申遣候、其元にて

申付候者之儀、

能と目付をつけ

由断有間敷候、爰

元へ聞<sup>(マ)</sup>候ハ、夜ニ入

候へハ、わか<sup>(解)</sup>れ候様ニ

相聞候間、無油断

人を可付置候、

江戸・駿河へ参着

いたし候上ハ、其元にて

如申付可仕候、少も

由断有間敷候、何

事も頓而帰城

候而可申候、謹言、

五月七日 忠直 (花押)

桜井武兵衛殿

14 松平忠直書状

一書申遣候、そこもと

相かハる儀無之

候哉、こゝろもとなく候

こゝもと仕合弥

よく、御しろへ

細々出御慈情

之段書面にも申

画かたく候、そこもとへ

をそくかへり申候共、

少もきつかひ有ましく候、

先書にも如申遣候、

そこもとにて申

付ことく、すこしも

ゆたんあるましく候、

何事もあひかハる

事も可被申越候、

目出度やかて

帰城候而可申候、謹言、

五月廿日 忠直 (花押)

桜井武兵衛殿

15 松平忠直書状

尚以彼もの儀、少も由

断有ましく候、門葉ニ被

申渡候者、返事に可被

申越候、仍越前(カ)より

の事、三十かこくの大ミやうとも

こゝもとにあいつめ、そのゆへ越前(カ)も

こゝもとにさしをかせられ候

よしにて候と申めぐり候、

すこしもとうりう候とて

きつかひあるましく候、此儀

大事のことにて候間、かならず

おんミつなる事、

以上、

一書申遣候、仍其もと無何事

候哉、無心元候、こゝもとも

無何事仕合のこつ所も

無之候間、可心安候、仍先書ニ

如申遣候彼もの儀よく

付をき候ハ、可被入念候、然者

かのものうけとり候(番所)はんしよ

之儀、おもてむきにて一昨日

その方門葉・作右衛門兩人

相わたすへきよし、おもて

むきより、よし田修理・本

多左門・高田遠江かたへ申

つかはし候、さためて右三人

之ものより申わたすへく候、

門葉儀ハ其方一人ニあつけ

候へハ、ふしんたつ者候間、門葉

と兩人(番所)ばんしよあつけおき候、

弥可被入念候、又門葉ニきかせ

よくとんと被存候ハ、可被申候、門葉

儀も別てねんころに候ものにて

候まゝ、くるしかるましく候と

おもひ候間、其方申わたされ

可然候と被存候ハ、可被申渡候、

其方ふんべつ次第にて候

申わたされ候ハ、おんミつにて

可被申候、こゝもとなに事なく

弥御ねんころの御証

とも二候間、まんそく可被

申候、ばんとう被入念候由、

これ又まんそく二候、少之間

候間よく可被入念候、委

細之儀者桜井甚助も

申わたし候間、可申越候、

留守中くろうとも

さつし入候、謹言、

六月廿四日 忠直(花押)

桜井武兵衛殿

16 松平忠直書状

尚と先度如申

越候、門葉かたへも

具申遣候間、可被得

其意候、已上、

一書申遣候、其

元長之留守中

苦勞共候、然者

かの者之儀、し(自)

せん(然)かけおちなと

不仕やうに門葉と

令相談、先度

如被申越候、番木

之儀ゆたんある

ましく候、其為

其もとのやうす、具

書付可被申越候、

為其宜敷申

遣候、謹言、

八月三日(花押)

桜井武

17 松平忠直書状

尚とかの者之儀

弥可被入念候、已上、

一書申遣候、仍かの

もの儀、よく

ねんをいれらるへく候、

やかてこゝもとま

いり候様ニ可申付候間、

其うちかの者

かけおちなといたし

候ハぬやうにねんを

入るへく候、くわしき

儀者藤楚小形部(刑)かたより

申遣へく候、万事

ねんを入れ候段

しうちやくの至候、

尚あとより可申

遣候間、早と申越候也、

八月十一日 (松平忠直)  
(花押)

桜井武兵衛

18 松平忠直書状

尚以湯相当

候哉、朝夕無

可心元候、能と養生

尤候

一書申遣候、湯

相当候哉、無心元候、

不及申候へ共、無油

斷養生專一候、

仍此そかうえん

目まひ気など

候者、則湯にても

水にてももちい

可被申候、又目薬

二具差越候間、

目あしく候ハ、さし

可被申候、爰三元

相替儀無之候条

可心安候、謹言、

極月廿八日 (松平忠直)  
(花押)

桜井

19 我等はしりめくり之覺

我等はしりめくり之覺

一、藤岡おもて二而、さたけ衆と小田原衆

たいぢん之時、すわべ宗右衛門尉・我等、鐘はしめヲ

仕候事、

一、新うつの宮たげ二而、京牢人村井・我等

やりはしめヲ仕候、田代大膳可存候事、

一、富田二而、うじなお、大中寺山ニあかり見

被申候、富田の宿やぶり、城の門までおしこミ、

鐘仕候事、

一、つくば山ヲ、小田衆・まかべ衆もち候所へ、山上

郷右衛門尉、我等さきにおしこミ、ちそく院と

申候寺二而、高名仕候、其時、中山かけゆ・石原

主膳、同前ニ高名仕候、むすこかけゆも、其

時高名仕候事、

一、ゆふきの田川三而、いやら殿も打死申候時、

はちかたの安房守、馬ヲ入、やり手おい

被申候時、我等かけつけ、てきへくびとらせ

不申候、其時、松田六郎左衛門尉、我等高名仕候事、

一、松田新六郎、ぎやくしんノ時、いづみかしら

御番ニおり、湯川おもて二而、仕やいノ時、

朝比奈又太郎、馬ヲ入、いづみかしら衆を

おいくつし、うたせ申候所ニ、我等一人返し、

又太郎ニやりつき申候、それよりおいとまり候、

あまたうたれ申候ニ、引取申候、其時、高名

いたし候、瀬戸与兵衛、只今、尾わり之

名古屋ニおり申候事、

一、あしかが三而、草ノ時、朝より昼比まで、しや

い御座候、其時、我等ぬき出、はしりめぐり候、

うじなお、御かんしょう持申候事、

一、ぬまたの森下三而、藤田大学・我等二人、

一番のりヲいたし、はしりめぐり候事、

一、みな川ノ大平山ヲ、あしがる衆十かしら

大藤二手ニ被仰付候所ニ、やぶり不得候所ニ、

我等へ安房守被申候間、上ノ山よりおし

こミ、くびニ・三十とらせ、ごんげんどうヲやき

あげ申候所へ、てきかかり、味方ヲおしく、づ

し申候、我等返し、一人もうたせ不申

引申候事、

此外、人なミしゆび合候事、度と候へ共、不申上候、

一、越前三而、くせノ但馬御せいはいノ時、但馬と

鐘合申候事、

一、ながみ右衛門尉、御せいはいノ時、井上多左衛門尉・ふか沢

長右衛門尉、せめ口へ見しニ參、多左衛門尉・長右衛門尉なミニ、

鐘四・五度仕候、其時、我等むすこ十大夫、あし

がるかしら松崎弥五介打死仕候、

左介も、井上多左・ふか澤長右、高名仕候事、

以上、

九月十九日

桜井武兵衛(花押)

桜井家略系図

桜井兼之助(天保八年生まれ)が編集した系図をもとに作成した。兼之助は、桜井武兵衛の十一男祖兵衛〔松平直政給帳に桜井曾之助と記される人物であろう〕から八代後の人物。後北条氏家臣桜井氏の系譜は、祖兵衛が継承したため、兼之助の系図は武兵衛元勝と祖兵衛元真の系譜を中心に作られている。人名の脇の〔 〕内は、系図の原本の記述から抜粋したものである。疑問の箇所には「？」を付した。また他の史料から補った記事は〈 〉内に記し、出典は( )内に略称で示した。略称は、桜井武兵衛覚書 武、国事叢記 国、結城秀康給帳 結、松平直政給帳 松、桜井文書 桜とした。

左近

〔天正十二年十月頃没(桜)〕

武兵衛元勝

〔越前で五百石、足軽三十人預り、寛永八年七月十七日没、七十五歳〕  
 〔秀康の給帳に「鉄砲組頭衆、五百石、武蔵国、桜井武兵衛」とある(結)。  
 慶長十九年、大坂冬の陣に参陣、五百石、足軽二十五人(国)。寛永元年、  
 松平光長に従い越後の高田に移動(国)〕

嫡子

十大夫 〔元和八年没、忠直の永見右衛門成敗の際、武兵衛とともに討手に加わり討死〕

二男

甚之助 〔慶長十七年の久世田馬騒動の頃に死去?〕  
 〔元和元年、大坂夏の陣で戦功(国)。元和二年、忠直より知行四百五十石(桜)〕

三男

市十郎 〔慶長十九年、大坂の陣に参陣、忠直の高名に助力〕

四男

佐助 〔忠直改易後、小笠原山城守預り〕  
 〔元和八年、永見右衛門の成敗に武兵衛・十大夫とともに討手に加わる(武)〕

五男

源次郎元重

〔大坂の両陣に参加。上総姉ヶ崎で松平直政より二百石、越前大野で百石、  
 都合三百石、寛永十三年八月十八日、松本にて死没、四十三歳〕

武兵衛元定

〔家督を継承、三百石、出雲で百石加増。延宝三年四月十四日没〕  
 〔直政給帳に「大番三番、四百石、桜井源次郎」とあり(直)〕

武兵衛 〔綱近より家督を許され三百石、弟没後、その知行百石を加えられ、都合四百石、のちに改易〕

宇右衛門 〔元禄二年九月二十四日病没〕

六男

三郎左衛門 〔祖父武兵衛?の指図により成敗〕

七男

武大夫 〔越前にて病死〕

八男

弁之助 〔浪人、島原の乱で討死〕

九男

肥前 〔出家、還俗し島原の乱で高名、松平但馬に仕官、病死〕

十男

左近 〔浪人、豊後にて病死〕

十二男

祖兵衛元真

〔寛永八年、越前大野で直政に仕え、松本を経て、同十五年出雲の松江で百五十石。  
 寛文十二年八月、綱近より百五十石加増。延宝四年六月死去、六十六歳〕  
 〔直政給帳に「大番三番、百五十石、桜井曾之助」とあり(直)〕

二代 源次郎 — 三代 刑部 — 四代 源次郎 — 五代 祖兵衛元如 — 六代 武兵衛武久 — 七代 門次元正 — 八代 兼之助